
出席議員(19名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 広 沢 真 君 | 2番 | 有 賀 光 子 君 |
| 3番 | 水 戸 義 裕 君 | 4番 | 森 淑 子 君 |
| 5番 | 大 坂 三 男 君 | 7番 | 白 内 恵美子 君 |
| 8番 | 百 々 喜 明 君 | 9番 | 佐 藤 輝 雄 君 |
| 10番 | 我 妻 弘 国 君 | 11番 | 太 田 研 光 君 |
| 12番 | 小 丸 淳 君 | 13番 | 星 吉 郎 君 |
| 14番 | 水 戸 和 雄 君 | 15番 | 加 藤 克 明 君 |
| 17番 | 杉 本 五 郎 君 | 19番 | 大 沼 喜 昭 君 |
| 20番 | 大 沼 惇 義 君 | 21番 | 加 茂 紀代子 君 |
| 22番 | 伊 藤 一 男 君 | | |

欠席議員(1名)

| | |
|-----|-----------|
| 18番 | 加 茂 力 男 君 |
|-----|-----------|

説明のため出席した者

町 長 部 局

| | |
|--------------|-----------|
| 町 長 | 滝 口 茂 君 |
| 副 町 長 | 小 泉 清 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 平 間 春 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 村 上 正 広 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 加 藤 嘉 昭 君 |
| まちづくり推進課長 | 菅 野 敏 明 君 |
| 税 務 課 長 | 小 林 功 君 |
| 町 民 環 境 課 長 | 大 宮 正 博 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 平 間 洋 平 君 |
| 子 ども 家 庭 課 長 | 小 池 洋 一 君 |

| | |
|------------------------|--------|
| 地域産業振興課長併 農業委員会事務局長 | 佐藤松雄君 |
| 都市建設課長 | 佐藤輝夫君 |
| 上下水道課長 | 大久保政一君 |
| 槻木事務所長 | 平間信一君 |
| 危機管理監 | 吾妻良信君 |
| 公共工事管理監 | 松崎秀男君 |
| 税収納対策監 | 加茂和弘君 |
| 長寿社会対策監 | 水戸敏見君 |
| 産業活性化専門監 | 加藤善憲君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|-------|
| 教 育 長 | 阿部次男君 |
| 教育総務課長 | 薊千代君 |
| 生涯学習課長 | 笠松洋二君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|------|
| 議 会 事 務 局 長 | 松崎守 |
| 主 幹 | 相原光男 |

議 事 日 程 (第3号)

平成19年12月11日(火曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

我妻弘国

杉本五郎

水戸義裕

小丸淳

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番加茂力男君、遅参通告、15番加藤克明君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番星 吉郎君、14番水戸和雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番我妻弘国君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

10番（我妻弘国君） おはようございます。

きょうは教育に関して2点、質問をさせていただきます。

1点目、全国統一学力テストを受けてどのようなことが分かったのか。

前回の定例会で、多々ある教育論の中、通いたくなる学校、学校給食の食材の安全について質問させていただきました。教育長は、保護者として通わせてよかった学校として、楽しい行事やわかる授業で成就感や充実感が味わえる魅力と夢が持てる学校、学校全体に秩序と規律が保たれ安心して学校生活を送れる学校、児童と生徒の人間関係が良好で教師との信頼関係もある学校の3点を挙げられていました。このような学校づくりを進めるには、温かい家庭と地域のサポートが必要とも言われていました。前回の答弁を参考に質問させていただきます。

ます。

先月、議会の2会派で、犬山市教育委員会が実践しています「学びの学校づくりについて」を伺ってきました。ことし4月に全国3万2,000校を超す国立・公立・私立小中学校が参加して全国学力テストが実施されました。全国の学校が参加する中、唯一、犬山市の14校だけが参加していませんでした。新聞報道などでも大きく取り上げられ、私もなぜなのか大変興味深く思いましたので、犬山市教育委員会で作った本、「全国学力テスト参加しません」を読みました。犬山市の教育長は、試験結果から学校成績が公表されると競争原理が持ち込まれ、子供たちの学力保証を目指してきた市の理念に反するとして不参加にしています。犬山市では、全国学力テストに参加するか不参加にするか、有志によるアンケート調査をしています。結果、47%が参加を求め、不参加は11%でした。

柴田町教育委員会では、この全国学力テストに関し検討委員会などで議論されたのでしょうか。されたとすれば、どのような検討がされたのか。

2点目、学校給食を委託していますが、食の安全は心配ないのか。

町の学校給食に関し、国内国外を問わず、余りに多い不正表示が公表されています。児童生徒たちの食の安全が心配です。検査・監視方法など、どのような方法で安全を確認しているのかをお伺いします。

また、給食費滞納についていかがお考えなのか、お伺いします。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

教育長（阿部次男君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、我妻弘国議員ご質問の大綱1問目、全国統一学力テストを受けてどのようなことがわかったのかについてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、昨日の太田研光議員のご質問にも答弁させていただきましたが、町内の結果は、全国、県とほぼ同等レベルであり、学習内容はおおむね定着しているものと受けとめておりますが、全国平均、県平均をわずかではあります下回っており、また順位も下位にあることを厳しく受けとめて、今後の対応策に取り組みたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

ここでは、ご質問にございました全国学力テストへの参加・不参加と結果の公表について柴田町教育委員会としてどのような検討をしたのかという点についてお答えさせていただきます。

町内小中学校の参加につきましては、全国で犬山市のみが不参加になることが事前に報道等で予想されていたこと、また町内校長会において各小中学校に参加希望があることが確認できたこと、さらにはここ数年行われている県の学習状況調査への参加の意義について、定例教育委員会議において教育長から何度か説明・報告はいたしておりますので、全国学力テストへの参加につきましても、各教育委員に学力テストを学力向上に生かすと、そういう視点からその意義を認めていただき、参加することとしたものでございます。

次に、結果の公表につきましては、文部科学省から調査結果が一般に公開されることになることと序列化や過度な競争が生じるおそれがあることや、そのことによって学校や教育委員会からの調査への協力と国民的な理解が得られなくなるとして不開示情報として取り扱うという方針が示され、また市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないと、そういった対応策も示されました。

また、県教育委員会からは、その文部科学省の方針を受けて、保護者・地域への公表に当たっては、数値による公表ではなく、全国や県の結果と比較をして「上回っている」「下回っている」といった公表とするように指導がありました。

そのようなことを受けて、管内の各教育委員会間においても、学校名を明らかにした公表はしない、非開示情報扱いとする、小規模校は個人票の本人への配付のみとする等について申し合わせをいたしました。町内においても、そのように対応をしたところであります。

なお、文部科学省からは、学力調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことを公表に当たっては保護者並びに地域の皆様に明示するなどして、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮するよう指導がありますので、それらを踏まえて、教育への弊害が実際に生じないように十分留意してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、大綱2問目、学校給食を委託していますが、食の安全は心配ないのかについてお答えをさせていただきます。

1点目、検査・監視方法など、どのような方法で安全を確認しているのかについてですが、ご案内のとおり、ことしに入り牛肉の偽装問題に始まり、製造月日や賞味期限の改ざん、菓子メーカーの偽装、外国産を国産と偽っての販売など、次から次へと食品関連の不正が起きております。生産地や製造元を表記する制度になってからでも、私たちが買い物をする際、何を信用していいかわからないような時代が続いております。

柴田町の学校給食センターは、平成18年度より調理、配送について外部委託方式をとってお

りますが、賄い材料や献立の作成は県の栄養士2名によって行われております。学校給食は、児童生徒に提供し、児童生徒は受け身として食するもので、個人が飲食店で選択できるものとは異なります。よって、提供します側の給食センターでは、児童生徒に安全・安心なものを提供することを最優先としておるところで、昨今の事態には特に懸念を持っておるところでございます。

このような現状を踏まえて、その対応策としましては、まず給食用賄い材料の購入については、年度当初に学校給食用物資納入条件書及び基準書に沿った食材を納入可能な、そして実績と信用のある業者を選定しております。また、給食用物資納入業者に対しましては、契約において「食品衛生法を遵守し、衛生管理対策が十分整い、安全かつ安心な物資の納入」を条件といたしております。

物品の納入に際しては、納入条件書及び基準書を示し、原産地がはっきりしていること、品質のよいものであることを条件として、生鮮食品・加工食品につきましては製造証明書の添付を依頼し、製造日や賞味期限、原産地、内容成分、製造責任者等を明記させ、確認しております。

冷凍食品・加工食品等につきましては、納入業者にて製造業者が保健所立入調査結果による点数の評価、それからJASやISOの取得、そして業界での検査による認定状況により安全確保が図られている業者を選定し、取り引きをしているところであります。

生鮮野菜につきましては、国産、宮城県内産、そして柴田町産のものを指定し、肉・豆腐等につきましては国産、県南産を指定し、製造証明書の添付を、また冷凍食品・加工食品につきましては、栄養成分、原材料の配合表、製造工程表、食品衛生監視表、非遺伝子組み換え原料使用証明書、残留農薬証明書、細菌検査表など物品ごとに必要書類を求め、確認した上で購入をいたしております。

ご飯、パン、牛乳につきましては、宮城県学校給食会の指定した業者から購入をいたしております。ご飯、パンについては、委託工場に保健所の調査とは別に学校給食会独自に立入検査を実施し、施設の衛生状況、関係書類の整備状況、物資の管理状況などの検査を行っております。また、牛乳は、宮城県牛乳協会にて、検査機関による毎日のサンプリングの検査、そして施設の衛生面での検査等を実施しております。

一連の事件発覚後は、その都度納入業者に柴田町への納入実績の有無を確認しており、11月に納入業者に対し物資の安全確保について文書による通知を行ったところであります。今後も、納入業者への指導も含めて、学校給食の安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

す。

2点目、給食費滞納対策についていかがお考えなのかにお答えいたします。

平成18年度の給食費未納の額は80万1,915円で、全体の0.5%の未納率となっております。26世帯、30件でございます。また、平成14年度からの未納額は491万8,636円で、73世帯、97件でございます。

学校給食費の未納者につきましては、さきにも述べておりますが、教育的な観点から、今のところ給食の停止などは考えておりません。未納者につきましては、学校それから教育総務課が連携をとりながら説明をし、理解をいただき納付いただけるよう努力いたしておるところでございます。

給食費の未納対策につきましては、町税等収納対策本部と並行し、教育総務課において未納対策会議を設け、学校の協力も得ながら推し進めておるところでございます。基本的には、卒業後まで給食費未納者を残さない努力を進めておるところでございます。

未納者への対応としましては、1点目は、学校において、納期の過ぎた場合は電話による督促、その後に学校長にて督促状を出し、それでも応じられない場合は保護者に学校に来ていただくか、あるいはこちらから自宅訪問をするなど直接面談を行い、納付確約をお願いしております。

2点目は、生活困窮のため支払いが困難で、要保護・準要保護世帯に該当すると思われる家庭には扶助制度がありますことを説明をいたしております。

卒業生及び町外転出者に対して、また過年度分は教育総務課と教育センター職員にて督促を行っております。現在までの実施状況につきましては、6月までに各学校より18年度未納者名簿の提出を依頼し、また6月には未納対策事務局会議を開催。7月、督促状の発送。7月30日と8月3日には納入相談。相談会という意味でございます。7月下旬から戸別訪問を実施いたしております。11月に学校との未納対策会議を開催いたしました。12月上旬、督促状の発送、12月中旬以降、戸別訪問を実施いたします。

現状は、未納世帯を戸別訪問いたしますと、日中にもかかわらず世帯主が在宅で、働きたくても仕事がなく生活するのがいっぱい、いっぱいだという家庭もありますし、奥さんのパートで生活している、あるいは兄弟に助けられているなど、いわゆる社会情勢がそのままあらわれている家庭が多いところも確かでございます。

未納者には、学校給食の意義を説明し、理解をいただき、納付していただけるように、これからも根気強く滞納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） まず、1点目から教育長に一問一答でお願いします。

まず、参加した理由ですけれども、先ほど学力向上に生かすというお話ですけれども、まず最初に、全国の学校が参加するのだから柴田町だけが不参加する理由はない、県の指示だから参加が当然であるとして参加したのかどうかをまずお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

教育長（阿部次男君） 正直なところ、そういった面が気持ちの中になかったわけではありません。といいますのは、前にも国の学力テストはありましたが、大分しばらくぶりでしたので、学校も含めて、私どもも含めて、参加するのが当然だというふうに受けとめておった、それは気持ちとしてはありました。ただ、実際に犬山市があのような形で不参加表明をしたころから、「あっ、この全国学力テストというのは不参加も可能なのだ」と、そんな認識で、そこからいろいろなことを考え始めたというところでございます。ただ基本にありますものは、ただいま答弁申し上げましたように、テストというのはあくまで評価でございますので、当然ながら町内の子供たちの陥没点もよくわかりますので、参加をして、それを指導に生かそうと、そういった気持ちで参加したところでありました。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 実は、その参加を決定された動機が一番問題ではないかと私は考えます。県の指導は絶対。参加したのであれば、実は、この議会で教育方針に関して私たちと議論しても不毛の議論になるような気がします。この議会で教育に関する質問というのは、学校の整備、その他環境整備だけになるのではないか。ここら辺が問題であります。

教育委員会では、この議会で教育方針など例えば一般質問のことでこういうふうにやり取りしたときに、その後どのような話し合いがされているか、それをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

教育長（阿部次男君） 議会ごとに一番直近の教育委員会におきまして、このような質問があり、このようにお答えを申し上げましたということをまず報告をいたしております。ほとんどすべてについて報告をしたつもりであります。今後もそのようにしてまいりたいというふうに思います。

それから、その中でいろいろご指摘をいただきましたことについては、どのように今後持っていくかということについても、いろいろご意見をいただいております。例えばこの全国学

力・学習状況調査につきましても、今ご指摘いただきましたように、受け身というか、もう初めから受けるのが当たり前だと、そんなことではいけないのだというご指摘なわけですが、これにつきましても、次回つまり来年度、20年度の学力テストについては、さてこれをどのようにすればいいのか、町としてそれを受けるのか、受けないのか、そういったことについても次回の教育委員会議でご意見をいただきますので、各委員におきましてはよくお考えをいただきますように前もってお願いいたしますということで、お願いはしてございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） この議会でお話しされたことが各学校に伝わっているということで、安心しました。

宮城県は、前、4県統一テストに参加して、昨年度廃止になったわけですが、大体平均以下でした、4県のときも。今回も全国の学力テストでは平均以下だということになったわけですが、4県のとき、柴田郡は、要するに柴田郡の教育委員会では、宮城県の中でも最下位ということがあったんです。前の教育長のとき、実はいろいろとここで話し合いをしたわけですが、先ほど教育長は試験のデータを公表することのないようにと通達があったということなんですけれども、せっかく全国のテストをした、しっかり調査をしているわけですが、その結果を検討しないと意味がないんじゃないかと。

それで、実は裁判で公表するかしないかということが問題になっているんです。それで、大体半分ずつなんです。公表しなさい、公表してはいけません。しかし、流れは、公表するような流れになってきております。両方出ているんですけれども、柴田町の考え方として、公表するのか、例えば情報開示として請求があったときに公表するのか、しないのか、そこら辺もちょっとお伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 開示請求があった場合にどのように対応するかということでございますけれども、基本的には、管内の各市町間でも開示請求には応じないという基本的な方針を申し合わせしてございます。もちろん、これは文科省そして県の方針でもあるわけでございます。ただ、実際に開示請求があった場合には当然これは係争という形になってしまうわけですが、これにつきましては、その前に開示請求をされた方と直接お会いをして、お互いに理解いただけるように、こちらの考えを十分説明し理解していただけるように努力をして、何とか開示請求という形に行かないように持ってまいりたいというふうには考えてお

ります。

教育の場としての混乱といいますか、そちらの方が非常にある意味では負の副作用といいますか、そういう部分のところも非常に大きな面がありますので、そういったことについては慎重に取り組んでまいりたいなと。あくまでそういった方へのご理解をいただくという、そういうことでの丁寧な説明を申し上げたいと、そんなふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） いずれにしても、次の質問にお答えいただければある程度わかるのかなと、こう思いますけれども。

4月のテストの結果が発表されたのは9月ですよ。4月の問題が9月にわかった。4月の試験のときにわからなかったのが9月になって教えると、そういうことではないですよ。4月にわからなかったから、その1週間、10日で、これを学校で、これはこういうことなんだよと教えていくのが一番の問題ではないのかと。犬山では、それが一番ではないのかと言われてるんです。4月の結果が9月になってわかった。そこでわかったからって、4月の問題を9月に教えても、とっくにそこは終わっているんですよ、授業は。そこら辺が一つ問題ではないかなと、こういうふうに思っています。

柴田町の学力テスト参加の結果が出て、児童生徒に返却する個人票が送られてきているはず。文部科学省は、結果から現場での活用を図ると言っています。柴田町では、平均正答率の数値は非公表とし、教科ごとの傾向や課題などの公表を検討するとしていますが、どのようなデータ分析ができたのか、教えていただきます。

また、子供や保護者にも説明するようになっていますが、したのでしょうか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 結果の公表につきましては、一番大事なのは、一人一人の児童生徒の学力向上にどのように結びつけるかということだと思しますので、全体としてどうかというのもそれは、例えば序列であるとか、あるいは柴田町全体の教育のレベルとか、そういった観点からすれば関心のあるところかと思しますが、ただやはり学力テストの一番の目的は一人一人の子供の学力をどのように高めていくか、そしてまたモチベーションをどう高めていくかと、そういったところにあるかと思しますので、基本的には、そのことの説明については学校の方から説明をします。これは校長会の方で、教育委員会で文章をつくって説明するということはしないので、各学校から、教育委員会はこのような方針で、このように子供

たちの学力向上を図ろうとしているということを説明してもらった上で、各学校の結果のデータ分析に基づいた子供たちの陥没点であるとかその対応策、そして教師側の授業改善、指導方法改善、教材開発等について、それぞれの学校で、それぞれの実態に基づいて、保護者の方に詳しく説明をしてほしいということで校長会では依頼をしております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） わかりました。後で結構ですから、二、三の学校の、どのようなことを言われたのか見せていただければ結構です。

次に、犬山市の教育長が新聞連載に書いた記事を紹介します。

生きる力とは、子供の内部にあるものを引き出して、本当の意味の自主性を子供の中につくること、そういうふうにあります。

また、端的に、生きる力とは、いかに育てるかであるとも言っています。例として、正岡子規の教育は、座を囲んで討論するとき、対話するときですね、弟子と、弟子だったんですけれども、友人同輩として接していた。

それから、吉田松陰の教育は、ただ1点。弟子の才能をいかに伸ばすか、いかに引き出すかであったと、こう紹介されています。

点数と競争に終始するより、基本的な考え方に目が届いていない、正当な道を探り、正しく対応できる能力を身につけることを先輩として見守っていくのが最も大事ではないかと、こういうふうにあります。

教育長は、児童生徒との信頼関係が良好なことを前回述べられていますが、この点ができれば、柴田町の目指す学校づくりに大いに寄与するところが大きいのではないかと。先生と児童生徒との信頼関係をどのようにして構築していくのか、これをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育長、許します。

教育長（阿部次男君） よく、教育は人なりというふうに言われますけれども、やはり教育にとって一番大事なのは、子供の直接前に立つ教師のまさに人格そのものであろうというふうに思っております。そのことにつきましては指導力以前の問題で、やはり子供たちからすると、自分の好きな先生に持ってもらった教科が好きになるとよく言われますけれども、私なんかそういう経験がございます。自分は教師のときには社会科の教師でしたが、これは中学校のとき、槻木中学校でございましたけれども、そのときの社会科の先生が非常に……、社会一般、世の中一般のことを脱線をしながらいろいろ教えていただきまして、こんなにおもしろいのかと思いつつ勉強して、それが教員になるきっかけということでござ

いました。

そういった意味で、各小中学校の先生方にもぜひそういうことを大事にしながら子供たちの指導に当たるようにということで、私が直接先生方にお話するという機会はなかなかありませんので、もちろん校長会等あるいは教頭会等でそういったことについて十分に、まず基本は教育は人なりであるということをご大切にしてください。ぜひ子供たちの前に先生方立ってほしいということで、いつもお話をしておるところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 本当に先生のお話が各学校の先生方に伝わっているかどうか、これが一番問題ですね。ぜひ、各現場の先生方にそう伝えていただきたい、こういうふうに思います。

次に、犬山市の学校授業で使われている副読本を見せていただきました。副読本は、教師と保護者が1年半かけ協働で作られたものです。中身を紹介しますと、犬山市を流れる木曾川河岸に見られる地層やモンキーセンターの動物を取り入れた理科の本、言語感覚を大切にする視点から古典や落語を扱いつつ犬山市の生活に密着した郷土の祭りや史跡に関する文章も国語の副読本に組み込んでおりました。算数では、問題文に犬山市に実在する場所を取り入れたり市の人口を例にして考えさせるような、そのような本をつくっております。この副読本の効果は、楽しい授業、わかる授業を進めるために大いに役立ち、学習効果が上がっているということです。

犬山では、給食授業の改革をしております。柴田町も同じですね。この問題だけは町長に聞いていただきたい。少人数授業の実践や非常勤講師の採用など、教育のために教育費をふやしてきたそうです。19年度の教育費は、一般会計の10.9%になっていました。柴田町でも給食事業改革で事業削減費用ができたのではないのでしょうか。にもかかわらず、19年度一般会計の9.7%であります。その差、1.2%ありますね。柴田町の1.2%といいますと、100億の予算、一般会計ですから、おわかりになると思います。将来の資源であります子供たちの教育費をもう少しふやして、教育に力を入れるべきではないのでしょうか。槻木の学校、船岡の体育館などかなり古く、長年我慢させているんですよ。勉強するための予算まで削るべきではないんじゃないかと。町長、いかがお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長、許します。

町長（滝口 茂君） 柴田町の予算、大体100億でございます。本来であれば、学校に対する予算というのは順次投入していかなければならない、そういう気持ちがございますし、いろいろな学校環境の整備、今メジロ押しでございますし、また教育環境では、本来もっともっ

と教育費の方に柴田町の一般財源を投入するとか、新たな障害児教育をやる場合には柴田町独自で教員を雇うとか、そういう施策をしなければならないという気持ちは十分に持っておりまして、将来はその方向にいかなければならないと、気持ちはございます。

ただ、柴田町の財政状況というをやはり議員さんにもきちっとご理解をいただいて、一緒になって考えていかなければならないというふうに思っております。今、柴田町の経常経費、要するに町長の自由にならない金が94.8%です。94.2%かな。5.2%しか自由になる金がありません。その5.2%も新たに投資できる金ではなくて、例えば柴田町独自で健康診断をやっているとか敬老会をやっているとか、そういうふうにして全部、きのうも白内議員からございましたけれども、臨時財政対策債という借金をしていても、100を超えている。新たな投資はどこでやっているかという、実は職員の給料をカットしてですね、今回は1億3,000万円、皆さんにも、カットをして投資をしているというような状況でございます。

これはなぜかといいますと、このまま行ったのでは教育に投資するどころか柴田町が破産するところをみんなで避けようという意味で、そういう改革を行っております。ですから、来年度もなるべく財政調整基金、要するに貯金に手をつけないで財政運営をしなければなりません。そのときには教育というところにお金を回しつつ、別なところはその分あきらめてもらうと、そういう情勢を議会並びに町民に訴えて、今議員おっしゃるとおり、やはり町の発展は企業誘致とともに子供をふやす、子供を伸ばすということがこれからの柴田町の発展の原動力ですので、教育の方には来年度少しでも予算が回していけるように努力していきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） ぜひ努力していただきたいなど、こういうふうに思います。

例えば学校とか体育館とか、町で考えるばかりでなくてPFIとかいろいろなことがやれると思うんです。そういうこともそろそろ検討して、28年ですか、28年はクリーンセンターですね、26年ですか、そこら辺には町のお金が要するにリース方式でやっていけるなら、そこら辺も考えていってもいいんじゃないか。

それから、先ほど敬老会と言いますけれども、どこかの町では敬老会費を全部カットして、これは子供たちのために使うと言ったら、年配の方はみんな拍手をしたそうです。そういうこともあるんです。選挙目当てにずっとまだ置いておく必要もないんです、もう。

次に、もう1点、注目すべき話を伺ってきました。

どこの学校でも研究発表会があります。他校の先生方が参観されて、自分の学校に帰り、よ

いところをまねて実践しているとのこと。我が町でも同じようなことがあるんじゃないでしょうか。犬山市で違っているのは、その研究発表をした先生を核に、学校に一つのチームとして研修させる、そのチームの中から犬山市の別の学校に転勤させる、そういうことになっていて、その先生方は犬山市から出ていきたくない。犬山市だけで転勤をお願いしたい、こういうふうな非常に勉強に熱心な先生方が出てきているそうです。

柴田町で前に聞いたんですけれども、お荷物の先生は学校、ずっと山の方に転勤させるとかそういうことがよく聞かれていましたけれども、先生方も大変忙しくて、今、いろいろ問題があります。ぜひ、学校の先生方に研究するだけの時間的な余裕というのをつくっていただきたいなど。給食費の集金などそっちの方を優先させるのか。先ほどのことを聞きますと、先生方も随分と給食の方に携わっているのではないかと、こういうふうに思います。自由時間をぜひつくっていただいて、研究する時間をつくっていただきたい。いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 教員といたしますが、特に学級担任をしている先生方にとりましては、本当に子供の指導に専念をしたいと、できれば業間の時間なんかは子供と一緒に遊びたいという気持ちはやまやまあるわけですが、事務的なことが非常に多くて、なかなかこれまた自由にならないというのが現状なわけですが、私もいろいろなところを見ておりますけれども、例えば事務的な仕事一つとりましても、校内にはたくさんの事務的な処理しなくてはならないことがありまして、これを先生方でうまく分担をしないと……。

実は、すべていわゆる事務室の事務職員の方に、例えば会計等を全部預けてしまうとかですね、そういった学校もありました。ところが、中にはもうパニックになってしまって、その事務職員の方がですね、そしてオーバーワークといたしますか、もうとても自分で処理できなくなって、簡単に言えば逃げたしまったということで、結果的には無断欠勤で懲戒免職処分という形になりました。そのところをよく調べてみたら、その学校は中学校だったので、実は先生方が、よその学校ではほとんど応分に皆さんで広く薄く分担しているところを全部会計処理はその事務官に集中してやらせていたというふうな実態がわかりました。何と、そういう意味では気の毒だったんですが、ただ無断欠勤だったものですから何とも処分せざるを得ないということで、これには基準がありまして、21日の無断欠勤でしたが、それを超えてしまうと懲戒免職という基準もありますので、それに沿って処分をしたということもあります。

非常に実は学校の中に入ってみると、確かに子供の指導に専念したいというのもあるんです

が、事務的なことも担任の先生方も応分に負担をしなければならないというところもございます。そんなところを、ただ偏りがないように、そしてまたやはり教育指導に専念できるように、各学校校長の、これは経営の問題、学校管理運営の問題ですので、そういったところについても十分配慮するように、ご指摘を生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 教育委員長には経営の改善をぜひお願いしておきたいと思います。やっぱり今回犬山に行って一番感じたのは、教育長も言われておりますけれども、どうしたら子供たちに学習への動機づけですね、学習意欲の低下、学びに対し背を向ける子供たちに、どのように学習への動機づけをさせるのか、私は点数などよりも大事なことはないかと、こういうふうに思います。例えば、先ほどから教育長は、平均点の1点、2点、それなら私はなにもいいと思いますよ、1点、2点なら。全国で、4県のときも、4県の中で最下位、柴田町が一番悪い、何でだと前の教育長に聞いたら、地方の親たちの考え方が勉強に対する意欲がない、これが一番の原因ですと、こういうふうに言われたときはショックを受けましたけれども。先生方がぜひ子供たちに動機づけを、勉強をするとこういうふうなことがわかって、こういう楽しいことがわかるよというような動機づけをお願いしたいなと、こういうふうに思います。

先生方は、子供をつくっていくことは芸術と考えると、すばらしい職業と考えると。どのような魅力ある授業をするかにかかってくると思いますが、教育長は魅力ある授業というのはどういうものかということをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 先ほど個人的なことで、私が教員になったときは先生が社会科の授業を非常に楽しい授業といいますか興味深いお話をしてくれたのでということがありますが、それも非常に大きいのかなというふうには思っています。ただ、基本的には、学習指導でありますから子供の当然ながら学習の動機づけをするというふうなところが一番大事でございまして、子供にいかに知的好奇心を持たせて、そして課題解決に向かって挑戦させるかというあたりの意欲づけ、これが一番大事だと思いますので、そこのところを先生方にはぜひ工夫して、これはあくまで先生の力量そのものでございますので、そういったところについては随分校長を通してお話しはしているんですが、一番大事なことはやはり自分できちんと教材研究をして、1時間、1時間の授業を子供がおもしろい、魅力があると感じるような授業を

教師が作り上げるということが原則だと思いますので、そういったことについては十分配慮してまいりたいと思います。

なお、学習の動機づけにつきましては、いわゆる学習心理というところも非常に大きな部分がありますので、例えば、専門的なことになってしまいますが、内発的動機づけとか、あるいは外発的動機づけとか言われまして、外発的動機づけというのは極めて簡単で、よく家庭で親が100点とったらごほうびやるとか、それを目当てに子供が一生懸命頑張るなんていうのもありますし、そういったことよりも内発的動機づけ、学習そのもの、学習すること自体に子供が非常に関心・意欲を感じる、そういった授業を組み立てることがやっぱり基本だと思いますので、そういったところを大事にしていきたいと思います、そんなふうに思います。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 教育長には、最後にお伺いしますけれども、灯油価格が非常に上がっております。数年前、豪雪のとき、年明けに最も寒い時期に学校の灯油不足が言われました。ことしは基金も十分ありますとあちこちで町長が説明して歩いていますので心配はしていませんが、十分な灯油の手配をされているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 教育総務課長の方から答弁してもよろしいんですが、わきの方で「出しています、出しています」と、こう言っておりますので、間違いなく各学校、不足のないように手当てをしておるところでございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 2点目に入ります。

いよいよ教育総務課長にいろいろお伺いしたいと思います。

先ほどいろいろ教育長が答弁していただきましたけれども、給食の一番問題点というのは、子供たちが、受ける側ですけれども、受ける側が選択する余地がないんです。これは一方的に業者の方から来ます。食材について、常時、だれが、どのように管理しているか、これをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 学校給食の食材につきましては、一部調理等につきましては委託業務ということで外部の企業の方に委託しているわけですが、給食に関するメニューとか食材につきましては、設置者である町が責任を持って調達しなくてはならないということに

なっておりますので、食材については町の方で責任を持って調達しているところがございますが、今、世間で食の不祥事ということで大分騒がれておりますが、そのことにつきましては、JAS法によるJAS規格の指定されている店舗、または食品安全衛生面におきまして合格しているところ等を選定いたしまして食材を調達しているものでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） ということは、もうほとんど心配ないということなんですか。その中、外国産の食材、それはどのぐらいの割合であるのか。

それから、抜き打ち検査というのをやっているのかどうか、それも伺います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 外国産は、国外が8.2%、この中には中国産も入っていますが、中国だけでなく、国内でとれない果物などは国外の中に入っております。

抜き打ち検査ですが、農林水産省の管轄でございまして、町の消費生活相談員とか、あとは町の職員等も委嘱しまして合同で、町内でありますと小売店は町が重点的に、あと大型店でありますと農政局の方が抜き打ち的に検査しております。店頭検査でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） ということは、お店の方だけの検査ということで、中に入ってきている食材については抜き打ち検査というのはいないんですか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 抜き打ち検査というのは、納品されたものについてはJAS規格で合格しているということを……、先ほども教育長が答弁申し上げましたように、原料の証明書、製造証明書を添付してもらっていますので、確実にこれは大丈夫だという認可を受けていますので、その方法で確認しております。検収はしております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） それが私たちの町の最高の検査、調査ということになれば、これはいたし方ありませんけれども、今仙台の精肉業者さんがJAS法違反で捜査を受けています。どういうふうにしたらいいのかということももう一度私たちも考えていかなくならないのかなと、こういうふうに思います。

原油の価格が高騰しています。食材も高騰していますが、今年度の予算で給食の完全実施が可能なのかどうか、伺います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 灯油等の値上がりがありまして、業者の方からは8月、いろいろ上がっているのもあります、食材で。10月になりますと顕著に、金額的には少ないんですが、大分上がっていますということで業者の方から言われていますが、その業者の方としても、例えば梱包などで、例えば包装のときに1ミリのものを0.5ミリに使うとか、業者の方で営業努力していただきまして、とりあえずは今年度、また来年度までは、この価格でやっていこうかなということで検討しております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） わかりました。

課長から、先月、不納欠損についての数字を教えてくださいました。平成17年度に平成8年から11年までの4年間分、49件、183万722円を一括処分しています。また、平成18年度に12年から13年度分まで2年分の56件、189万5,535円を一括処分しています。世帯数と件数をいま一度教えてください。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 17年度の世帯数が19世帯の31名、18年度が26世帯、43名でございますが、実際に重複している世帯がございますので、これを合わせますと、実際の世帯数でございますが、32世帯の54名となっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 今2件の不納欠損について伺ったわけですが、どのような理由で……、4年分をやって、17年度に4年分を不納欠損しております、それから18年度には2年分を不納欠損しておりますね。どのような基準で2年とか4年とかとなるんでしょうか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 17年度の分につきましては平成8年からということで、その前は全然未納世帯がありませんでした。なぜなかったのかということで私もちょっと不思議に思ったんですが、平成8年以前は学校間である程度中で、校納金で、その中でやり繰りして全部納まっていたということなんですが、平成8年度からはそれもなかなかできなくなったということで平成8年から未納者がふえてきたということで、理由でございますが、給食費につきましては民法の取り扱いということで、消滅時効というんですか、それが民法の173条の3号ということで、給食費等につきましては2年の時効をもって不納とするということに基準を置きまして、2年ということの18年度は2年でやったんですが、17年度につきましては

は、平成8年度からの8、9、10、11年の4年分、その分につきましては税の方の基準にならしまして、一応5年を経過したということで不納欠損をさせていただきました。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） わかりました。私は、例えばこれが4年分の180万円、2年分の180万円台ということで、180万円あたりを基準に不納欠損をしたのかなと、こう思ったんですけども、違うんですね。

それでは、給食の滞納について、先ほど教育長からもお話がありましたけれども、平成14年から18年まで滞納金額は9校で491万8,636円、こうあって、73世帯、91件、こういうふうになっていますけれども、町内の船岡中学校と船迫中学校の滞納が多いというのは、これはどういう理由なんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 船岡中学校と船迫中学校は、口座からの引き落としになっているわけなんです。それで、口座からの引き落としはほかにもありますが、顕著なのが船岡中学校と船迫中学校ということで、これがなぜなのかなということで私もちょっと考えまして、引き落としの日にちが、船岡中学校が25日、船迫中学校が5日ということになりますと、例えば一般の会社なんかの給料日が月末ですと、逆にすぐ1日とかその方が残高不足にならないのかなということも考えまして、これから日にちの想定等もしていきたいなと思ったんです。以上です。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） そうですね、本当にそういう理由が見えてきたなら、やはり検討して、引き去りの日にちをどの日にしたらいいんだろうと、ぜひ検討して、こんなに多くならないようにひとつ検討してください。

不納欠損した給食費というのは、要は税金で穴埋めをしたと、そして滞納による給食費というのは一般会計などの公費で賄っているということなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 柴田町の場合は、給食センター費というのは公会計になっておりますので、一般会計の方で税金の方で補てんするという考えでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 本当にこれは、どんどん、どんどんふえてきている。これは問題ですね。ただ食いということになります。ですけれども、例えば不納欠損を、先ほど何世帯かのあつ

たわけですけれども、本当は減免しなくちゃならない世帯というのがあるのかどうか。例えば、本当は納めなさいと言っていて納められない、でもよく調べたら減免しなくちゃならないんじゃないかと、そういう世帯というのはないんですか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 今回不納欠損した世帯は、ほとんどは就学援助か生活保護以前の世帯でございますので、私の方としましても、就学援助の制度を徹底して周知すればよかったのかなというふうに今は思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） ぜひもう一度検討をお願いしたいということになりますね。

決算委員会で不納欠損の数字が出てくるわけですけれども、決算書には、これだけの数字ですと、こう上がってくるわけです。けども、私たちは、それを検証することができないんです。この数字だから認めてくださいということになるわけですけれども、これどうやって議会が検証できるんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 検証といいますと、未納の方のリストですか。その報告書につきましても、議会の方で提出依頼がありましたならば、役場の方ではそちらの方を提出する権限がありますので、議会の方からの依頼に基づけば書類は提出いたします。

あともう一つは、リストの中を見たいというときは、監査がありますので、監査請求をしていただければ現場での確認はできますが、監査委員だけができるということで、議員さんたちには書類の提出しかないものと思われまして。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） そちら辺が、議会から監査が出ているわけですから、監査委員が見て問題なければ、ないのかなと、こう思いますけれども。

先日、日曜日だったか、岩手県の滝沢村、5万人の村ですけれども、水道料の滞納を納付済として処理したんです。300何万円だったですかね。例えばこの給食の未納も、何回も実はやっていた、徴収に動きました、けども徴収できずに不納欠損にしました。そのようなことになっていないかどうか非常に心配しているわけです。そのようなことはないんですよ、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） これは個人のリストが一つずつありますので、それを確認しま

して、自宅訪問して、本人とも会ったりなんかしていますので、それは確認できております。
議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 給食の徴収というのは、本来は役場で行うべきものなんですけれども、実際は学校やPTAが担当しているのが実情ではないのかなと、こういうふうに思います。先生方も、これを任されても大変に忙しい。先ほど、学校経営として考えるときに教育長はこれもひとつ考えていきたいということなので、ご検討をいただきたいと思うんですけれども、滞納を減らすのに各学校で工夫をしております。

例えば、父母が学校で集金袋を直接集める方式にかえ、その際、滞納したら給食停止を受け入れるという誓約書を保護者に書かせたら、滞納が減った。それから、「連絡せずに2カ月滞納したら、翌月から弁当を持参させますので給食停止をしてください」と保護者の署名、押印を求めた。3カ月滞納して話し合いをしても払わない場合、翌月から停止すると保護者に連絡したと、そういう事例もあります。

今、柴田町では自振もしていますけれども、集金方法をいま一度検討してはどうかと、こう思いますが、いかがでしょう。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 直接児童が持ってくるのとか、あと口座振込というのは一番効率的にいいのかなとは思いますが、子供が直接現金を持ち歩くというのはある程度事故も起きるのかなということと、口振の場合も先ほど申し上げましたように残高不足ということと、あと保護者の意識が余りないということもあわせると、やはりPTAとか保護者に協力をいただきまして回収していただくのが一番かなということで、これからも校長会等も通しましてPTA、保護者の方の協力を求めていきたいと思えます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 今月7日に、先週ですね、町の収納対策の提言がされたのを私たちに来ましたので、読ませていただきました。納入誓約書の提言がされています。しかし、給食に関しては、従来と同じく、未納者に督促、納入のお願いだけにとどまっているというのが現状です。今回の収納対策の提言も、それにとどまっております。悪質な滞納について法的な対応を考えていくべきと私は考えていますが、どのような対応をしていくのか。法的な対応を考えているのかどうか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 今の時点では、教育的な、給食と言いましても教育の一環だと

ということでとらえておりますので、なかなかできないのかなとは思いますが、きちんと納めている方に対しては不公平になるのかなということも考えますと、もっと強行に進めていくということで、今回、先ほども申し上げましたように、仙台市、石巻市、登米市ではもう法制化していますので、実際に行いました登米市では、途中で保護者の方がきちんと納めるとということで訴訟まで行かなかったんですが、そういうこともならいまして、私の方も法的な手段もこれからとっていかなくてはならないものと思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 小学校1年生のお子さんとか低学年のお子さんに給食ストップ、なかなかできることではないんですけども、そこら辺のことを配慮しながら……。町長がいつも、いつも柴田町の、24年、5年、6年あたり赤字団体に転落するんじゃないかと心配しております。ぜひひとつ、滞納のないように頑張ってください。ですから、集金方法をもう一度考え直していただきたいと、こういうふうに思います。

次に、アレルギーに関して以前に一般質問をさせてもらったんですけども、町ではアレルギー対策としては動きはないと。大変手間暇かかるからしないということなんでしょうけれども、これをぜひひとつ考えていただきたいと、こういうふうに思います。

また、給食に地元の農産物を積極的に取り入れるような運動をする必要があります。前に高橋課長という方が一生懸命、これはいいですねということで取り組まれたんですけども、残念ながら途中で亡くなってしまいました。ぜひ、地元の農産物の取り入れということについて、もう一度頑張って努力していただきたい。

それから、食育に関して、学校給食ばかりでなくて、父兄、学校、教育委員会、それから農業を支えている農協さんなんかも、地域の食育を推進するような検討委員会などをつくったらどうかと考えているんですけども、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 食育に関しまして、給食センターももちろんでございますが、父兄、教師、また教育委員会、あと農協さんも加わって、給食センターの審議会のメンバーの中に入れてまして、その中には医師も入っております、校医さんも入っております。その中で、給食センターをどのように持っていったらいいかということで、年2回ですが、いろいろな懸案事項を出しまして検討している次第でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） それは、農産物を積極的に取り入れる、そういうことについての検討委

員会ですね。私は、アレルギーに関しても質問しているんですけども、これはどうなっておりますか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） アレルギーに関しましては、現在のところ牛乳のアレルギーということで15名ほどいます。その中で、そのほかにアレルギー、3名、植物のアレルギーということで3名いますので、その方には、保護者の方に相談しまして、お弁当を持ってきていただいているような状態でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、許します。

10番（我妻弘国君） 実は、私、前に学校の運動服を売っていたんです。それで、仙台でやったときに入札で負けたんです。その一番の問題点がアレルギー対策だったんです。今は、例えばこういう衣類でもホルムアルデヒド、こういうものが入っていると、かぶれちゃうんです。例えばネックレス、銅をちょっと余計に入れると、首の周り、赤くはれてしまう。そういういろいろな個人差がありますので、今からはアレルギーということが非常に問題になってきます。少しずつでいいですから、本気になって取り組んでいかないと大きな問題になっていくのではないかと。もしかしたら損害賠償を訴えられるような、そういうことにも発展するかもしれません。ぜひ、こういうところに取り組んでいただきたい。

そういうことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） これにて、10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、17番杉本五郎君の登壇を許します。直ちに質問席において質問をしてください。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎でございます。

1問お尋ねをしたいと思います。疑問の解けない住民自治基本条例。

私はこれまで2回にわたり住民自治基本条例の制定について数々の疑問を呈し、その都度、町長から親切丁寧な答弁をいただけてきました。にもかかわらず、私の理解力の不足からか一向に認識が深まらないばかりか、むしろ疑問が広がってきております。その中で町長は…、「3月議会」と書いてありますが、本議会の冒頭、町政報告の中で町長は、拙速な条例案ではなくて立派なものをつくり上げるために時間に余りこだわらないで、じっくり検討して提案すると、こういうことですから、3月議会からどのくらい延びるかわかりませんが、3月議会には出てこないのかなと、こんなふうには思いますが、それでもやっぱり町長はこの条例にかなりこだわっておりますから、いずれ出てくるだろうと、こう思います。そのため

にも、きょうはお互いどこに意見の食い違いがあるのか、そんなところを質問させていただきながら、3月議会でもう一遍、今度はその食い違いをどう埋めていくのか、こんなことで質問させていただきたいと。そういう意味では、きょうはこの基本条例に関する小手調べと、こういふことでお尋ねをしたいなと、こんなふうにあります。

町長は、かつて一般質問に対する答弁で、素案策定の組織にはあらゆる階層からすべての肩書を脱ぎ集まっていたらいい、対等、自由に意見を交換してもらいたいと、こう言われました。町長は、こうすることによって偏った意見にならず普遍的な声が集約できると考えたと思われませんが、実は……、これ「7月14日」と書いてあったんですが、今事務局の方から「7月4日」でないかと、こういふことですから、真偽のほどはわかりませんが、事務局の言われるとおり、ここのところを「4日」と、こういふふうにさせていただきたいと思いません。7月4日の報告会の会長あいさつでは、「住民の信託による自治体運営は」、住民の信託による自治体運営、これは選挙で選ばれた議員による議会のことを指しているのではないかと、こんなふう私思っ、ここに括弧で私の思いを書いておきました。「自治体運営は、一部の人の話し合い」と断っているんです。大変これは勇気のある断り方だと、こんなふう思いました。

ただ、私ちょっと気になったのは、このような意見が住民会議をやるところでは、いずれも、どこでも出てきているんです。そういう意味では、私は、住民会議をつくる場合のつくり方と、それから住民会議でどういふことを議論してもらおうのかということが極めて大事になってくるのではないかと。お互いに組織をいっばいつくって、組織同士がけんかをし合うような組織のつくり方というのは問題でないかと、こういふことでお尋ねをしております。

2点目、私は、町長のように「この案件について志のある人は集まって来い」、こう言われれば、どうしても町長の指にとまれるような人きりとまれなくなるのではないかと。町長の指にとまりたくないという人もいっばいいる。こういふこともやっぱり考えなくちゃならないと思っんです。そういう意味では、私は、住民の意見、住民の声というの、町長の指にとまったのだけが住民ではないということをも認識してほしい。こういふふう思っ、ここに書きました。

ここにこんなこと書かなくてもよかったんですが、勝海舟は、「敵がいないと事ができぬ、国家というものは、みんながわいわい反対して、それでいいんだ」と、こう勝海舟が言ったというんです。つまり、議会なんか特にそうなんです、反対意見がどんどん、どんどん出て初めて町政というものが立派にでき上がっていくと。こういふことを勝海舟は言っている

と思うんです。そういう意味で、私は、町の理念を決める、町の進路を決める、そういう基本条例というものを町長の指にとまった人たちに丸投げしていいのかどうか、こういうことでお尋ねをしております。

次に、会の運営についてなんですが、町長は、「つくる会」が自主的・民主的に運営されていると。このことについても、これもまた過日の町政報告の中で大変力を込めて、民主的に、自主的にやっていると、こう言われたんです。私も、「ああ、町長がそこまで力を込めて言っているんだから、それは信じてもいいのかな」と、こう思いますが、報告会の中身を見ますと、メンバーの中にも、「なんか議論を超えて一気にジャンプしてしまって、突然、組織図まで出てきておる。条例の全体像の考え方がどうのこうのというところまで議論が発展してきて、私はさっぱりわからなかった」ということは書いてないんだけど、そういうような意味のことが載っているんです。そういう意味では、私は、自主的に運営されているんだけど、だれかがルールを敷いてその上を強引に引っ張っているために、せっかく集まった「つくる会」の人たちは、何が何だかわからないままにだれかに引っ張られているのかなと、こういう感じがしたものですから、そのところをお尋ねしておきたいなと、こう思います。民主的に自主的に運営されているのは本当だろうと信じますが、念のためお尋ねをしておきたい。

つくる会のアドバイザーである宮城大学教授の山田晴義先生、この先生もまたこういうふうに言っているんです、「専門的な既製品の用語がいっぱい並んでいる」。これが本当に、言葉悪いんですが、今まで行政に携わってこなかった人たちの言葉なのか。こういうことでこの先生は、「専門的な既製品の用語がいっぱい並んでいる、これは皆さんが出した言葉ではありませんよね」と。やっぱりだれかがルールの上に乗せて、それを強引に引っ張っているんですよね。山田先生も言われているように、私には読めたんです。そして、先生は最後に、「これを見て愕然とした」とさえ言っているんです。

私は、町の将来像について、本来、首長や議員が選挙の際に、私はこういうことをやりますよ、ああいうこともやりますよということでビジョンを語って、それが住民に理解をされて当選されてこの議場に来ておるということをまず強調しながら、私は、町民の声に耳を傾けるといことは、それを参考にしながら自分の政治理念というものを達成するためのものではないのかと。やっぱりあくまでも町の理念、まちづくりというものは、町長と議会が責任を負うべきもの、そして町民からは常に努力をして町民の声を聞く、これが大事だと。町民はまちづくりをするのではないということです。町民はあくまでも議会や町長に、こういう

ことを実現してほしいという要請をする、それを参考にしながら町政というものは進めていかななくてはならないのではないかと、こういうことで質問させていただいております。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 杉本議員も大分熱くなって今水を飲んでいるようですけれども、実は私も熱くなって答弁をさせていただきたい。それは、お互いを理解するためだということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今回の疑問の解けない住民自治基本条例、きょう多くの方がいらっしゃっておりますので、理解をしていただきたいというふうに思っております。

まず、第1点目でございます。この条例は町長のためにつくる条例ではないというのはご理解をいただいているのではないかと、このように思っております。これからの柴田町が、住民とともにいいまちづくりをするためには、住民と一緒に協働のまちづくりを進めなければならない、そのためにはどうしていったらいいかということを決めようということでございます。ですから、住民自治をつくる途中経過というのも大切です、できた内容もきちっと審査していただいて、そしてお互いに議論を闘わせないと、入り口論でだめということにならないように、一生懸命お互い議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、回答してまいります。

これからのまちづくりにおいては、住民参画や協働が重要なキーワードであることは申すまでもございません。住民については、みずから考え、みずからの責任のもとに行動していくこと、例えば政策立案過程に主体的に参画すること、参画できるようにしていくこと、それは住民の考え方・意見を取り入れることともに、住民の責任を伴った行動への意欲が育ってくるものというふうに考えております。この議会におきましても2人の議員から予算編成過程の中で住民に情報公開しなさいという意見が出ているようでございます。これは、自立した自治体運営を進めていく上で非常に私は重要なことであるというふうに思っております。住民がみずからの意思と意欲を持って柴田町のまちづくりに参加するために集まって、そういう方々がふえていくことが柴田町のまちづくりにとって大きな財産になると考えております。

昨年10月28日に組織されました「住民自治基本条例をつくる会」では、学習や話し合いをしながら調査検討を主体的に活動を進めております。また、つくる会に参加することは難しい

けれども、つくる会活動に賛同する住民が間接的に条例づくりにかかわるサポーター制度も
とっております。つくる会での話し合いや成果について、そのサポーターに資料を送付して、
自宅からつくる会へ意見や感想が届けられ、検討の参考としているところでございます。ま
た、つくる会独自にニューズレターを制作発行し、条例や条例づくりの内容を毎月全戸配付
しております。さらに、行政や議員の皆様説明する機会を設けて、意見や感想をいただ
いております。過日、つくる会主催によります住民説明会を実施し理解を深め合うととも
にご意見をいただいております。今後もさまざまな地域に出向いて、工夫をしながら説明し、
意見をいただく、交流する機会をつくってまいりたいと思っております。このように、
つくる会では、住民ならではの知恵を出し合い、できるだけ多くの方々の理解を得て、
広く意見をいただく努力をしております。

そうした中で、つくる会の会長さんのあいさつについて杉本さんは質問されましたけれども、
私は、これはちょっと誤解があるのではないかなというふうに思っておりますので、その
ときの会長さんのあいさつ、ちょっと長くなりますが、読んでみたいというふうに思います。
会長さんが、議事録でおっしゃったことは、「もともと民主主義というものは、地域の住民が
集まり、合議をし、決まったことを実行するということから始まっています。それが住民
の信託による自治体運営という形になってきますと、一部の人たちが話し合っ、多くの
人が知らないうちに実行されるということがだんだん見受けられるようになってきました」と、
こういう表現でございます。私はこれを読みまして、杉本さんと若干違うんですが、これは
一般論として、行政への住民参加があちらこちらで叫ばれている割にはまだまだ住民
に対して、私どもも反省しなければなりませんけれども、説明責任がなされていないのは
行政主導で物事が決定されていることへの懸念を表明されたものと、そういうふう
に受け取りました。

これは、夕張ショックを見ればわかると思います。夕張の市民は急に寝耳に水の財政再建も
想定された、ああいう事態を住民は知らなかったということでございます。これは私の推測
でございます。地方分権におきましては、やっぱりみずからの地域はみずからで考え、みず
から行動して、住民も責任を果たしていく、そういう時代ではないかなというふうに思
っております。そのためには、主権者である住民、これは間違いないと思います。選挙は、
その信託を受けた、私、首長ですね、それから議会が、役割を分担しながら協働でまち
づくりを進めていく、そのルールづくりが今必要ではないかというふうに思っております。

今後、さらなる住民の意欲と責任をとった行動の必要性を述べたもので、決して間
接民主主義、つまり議会を否定的にとらえたものではないというふうに私は思っております。

2点目でございます。

つくる会がすべてであるように町の方針を丸投げするやり方は疑問だということでございます。この丸投げという考え方が、やっぱり杉本議員と私の間には今のところ差があるのかなというふうに思っております。近年、行政や議会への住民参加は、もう一部の先進自治体のものではなく、各自治体での計画づくりや政策形成、そしてまちづくりにおいて、さまざまな住民参加の試みがなされております。柴田町の議会も今回初めて地域に出て、住民の意見を直接聞く機会を設けたのも、やはり議会に住民参加ということの必要性を感じてそうされたのだろうというふうに思っております。

ですから、計画づくりや条例をつくる際の住民参加の手法というものは、パターンが三つございます。一つは、今までのやり方なんですが、住民参加というと審議会をつくる、そして意見を聞くということがございます。その審議会というのは各団体の推薦の委員と学識経験者による審議会方式、これが一般、普通ということになっておりました。こういうふうにして住民参加を行政は進めていたわけです。最近では、この団体推薦の枠プラス公募委員を加えて住民参加の審議会にすべきだということで、柴田町も環境基本条例をつくる際には公募委員、それから各団体委員、それから学識経験者。もう既にやっております。さらに進んで、公募委員だけの委員会も各自治体でやっております。

つくる会は、まさにこの公募委員、全部公募委員です。実は、そこには職員も公募委員として参画をしております。それが中心となりまして、山田先生の指導を受けて、条例の素案づくりに取り組んでおります。条例そのものをつくるのではありません。条例の素案づくりをやっている。つくる会では、広範な意見を反映したものになりますよう、自分たちだけでひとりよがりにならないように、執行部と議論を闘わせましたし、職員とも議論を闘わせました。議会にも説明をやりましたし、住民にも説明会を行っております。

杉本議員が懸念されるように、これは杉本議員と同じなんですが、つくる会が住民の意思を代表することにはならない、これは同じかというふうに思います。ですから、住民の意思を代表することではないので、素案づくりが町長に提案された後には、町長が責任を持ってこの条例案を作成して、その条例案を議会に審議をお願いして議決をしていただく、そういう過程を経て成立するということになりますので、これまでのやり方と違うのは、つくる会が公募委員ですべてつくられていたこと、それからゼロからですね。普通、条例案文をつくる場合には、先進自治体を参考にしたり国の条例案を参考にしたりしてつくって議会で議論をしているのが一般的でございますが、ゼロから条例案をつくっているというところが、これ

までの条例案のつくり方と大きく違っているということでございます。

3点目でございます。

何か目に見えない強引な引力というような格好ですが、これはある1人の人がレールを敷いてそっちに引っ張っていこうということがあるのではないかという懸念だと思いたしますが、そういうことは実際はございません。つくる会では、みずからゼロから考えて、みんなでオープンな運営を心がけて、全体会、これは全体での意見交換です。報告会等では自由な意見が活発に述べられております。ゼロからの策定ですから、意見が出るのは当然でございます。時として、この条例への思いが先走って意見の相違があった場面もありました。これは議事録に、私も読ませていただきましたけれども、これは「ジャンプ」という言葉で書いてあったその点だと思いたしますが、そうした際には、アドバイザーである宮城大学教授の山田先生のご指導を仰ぎながら、一度立ちどまって、あるいはもう一回もとに戻って、どこが問題だったのか、これからどのようにしていけばいいのかなど、対応策をみんなで考えているようでございます。

そして、今まで以上に何度も全体会を開いて、手間暇かけて、メンバーの意見を尊重しつつ、共通理解を得ながら活動を進めていると伺っております。ですから、こうした条例をつくる際には意見の対立があっても当然だと。勝海舟の言葉で杉本さんもおっしゃっておりましたので、意見の対立があっても、自分と違った相手の意見も尊重しながら、今試行錯誤を続けており、こうした議論を闘わせることで、最終的には適切な合意形成が図られるというふうに私は思っております。

最後は、住民の声を丸のみするかということでございます。

私は、選挙の際、マニフェストというものを掲げて、町民とお約束をさせていただきました。そのお約束は、みんなが主役のまちづくり、住民との協働による町政運営等を基本に、将来のビジョンを日本一暮らしやすいコンパクトシティを目指すことを盛り込ませて、過半数以上の支持をいただきました。現在、こうした理念や政治信条を4年間のサイクルの中で実現しようと今一生懸命政策に落とし込み、予算に反映させて実行に移しております。実行に際しましては、柴田町の財政が大変厳しいものがありますので、支持者ばかりではなくて町民全員、多くの町民の意見を一方で、ですから分け隔てなく多くの町民の意見を聞く一方で、財政再建プランのように町民に一時的に我慢を強いる政策も決断させていただいて、19年度から実行させていただいております。

首長のマニフェストというのは4年サイクルでございます。しかし、きのう大坂議員の質問

にございましたように、柴田町の将来計画は10年サイクルで実施されていることでもありますので、私としては、そのときどきの首長の考え方に左右されない柴田町としてのまちづくりの基本ルールを定めなければならない、そして自治体を構成する行政・議会・住民がこれからは一体となってまちづくりに取り組める、そういう制度や仕組みを保証する住民自治基本条例が必要だというふうに思っております。ですから、これは住民参加のため、住民と協働していい町をつくるための条例でございます。単なる条例づくりではないと。柴田町が発展するための条例だということでございます。

その素案を今一生懸命、一からつくっているのがつくる会でございます。ボランティアでございます。毎週集まってやっております。本当に感心をするくらいに皆さん頑張っております。議員が懸念されるように、つくる会が住民の代表の意見ということにはこれにはなりませんので、当然私ども行政はその提案をうのみにせず、多くの住民、議会、職員と、私どもが責任を持って今度は議論を重ねさせていただいて、そうすることによって、提案された素案が正当性を高めてくるというふうに思っております。ですから、いずれつくる会から条例の素案が町長に提出されると思いますが、その条例素案を今度は町長サイドが責任を持って確認・検討して、町長の責任で条例案としてこの議会に上程をいたしますので、ご審議を賜りたいというふうに思っております。

最後に、つくる会活動概要や成果については、今後も時期を見てご説明したり、資料としてお渡ししたりしますが、つくる会では住民説明会などの活動を行っていく予定ですので、そのときはぜひご参加をいただくようお願い申し上げたいというふうに思っております。条例案をつくるのが目的ではなくて、条例案をつくった後に、その条例案のもとに柴田町をみんなで育てていく、つくっていく。そのためには、やはり議会と十分な意見交換等の時間をとらなければなりませんので、先ほどこの議会の初めで報告いたしましたけれども、3月の議会ということにはこだわらないで、やっぱりみんなで納得した時点で提出するのが私はこの条例が本当に生きる条例になるというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開 [午後1時00分 15番加藤克明君 入場]
議長（伊藤一男君） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番杉本五郎君の質問を続けます。杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 先ほど町長から答弁をいただいて、ああ、町長も考え少し変わってきたかなと、大変失礼だけれど、そんなふう感じたんです。私は今まで町長はこんなに議会のことを余り言わなかったんじゃないかと。住民、住民とばかり言ってきたのではないのかなと。ところが、今回、議会の理解を得ながらというようなことになったから、少し議会の方も目を向けてもらったのかなと、こんなふう感じました。

これから一問一答方式でお話しをさせていただきたいんですが、あと30分ですから、大体私、大きく四つに分けて質問したいと思うんです。一つは、住民自治とこういいますから、住民自治ということに対して、町長と議会の理解の共通というか、住民自治とは何かということでお尋ねをしたい。それからもう一つは、今何で住民自治基本条例なのかということをお二つ目としてお尋ねをしたい。三つ目としては、さっきもちょこっとお話をしたんですが、いろいろな組織があった場合に、その組織と組織との関係についてお尋ねをしたい。最後は、私は、政治家の政治判断、政治責任、こういうものがどういうものなのか。この四つに分けてお尋ねをしたいなと思いましたが、この間もそうだったんですけども、大変未熟なものですから、そっちへ行ったり、こっちへ行ったり、教育長に言わせれば脱線だと、こういうふうに言われると思うんですが、脱線することが多いと思います。教育長のように脱線して教育長まで偉くなる、そういう脱線ではなくて、みんなにうんざりされるような脱線になるかなと思いますが、その辺はひとつご指導いただきたいと、こういうことで質問させていただきます。

まず最初に、さっきも話したように、住民自治というものについて町長はどういうふうに理解しているのかということでお尋ねをしたい。これは、私ども議会の議員が持っている「議員必携」というものがあるんですが、この議員必携と千葉大学の藤宗幸教授、この方が言っているのは、住民自治というのは、地方における総合的な政治行政を住民の意思に基づいて行うこと、こうなっているんですが、町長はこの辺、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 地方自治というのは、杉本議員、団体自治と住民自治と二つが両輪となって進められているということはおわかりだというふうに思っております。これまでは、団体自治、役所が皆さんからお金をもらって行政サービスを続けてまいりました。そして、税

収がどんどんふえるときにはどんな住民の要望でも待っていただければサービスができた時代だったというふうに思っております。ところが、このように財政が厳しくなると、残念ながら、すべて行政でサービスができないという限界が出てきましたし、また一方で住民の方も行政に参画したいという住民自治の芽生えというのが出てきて、段階的に住民参加というものが制度化なりして成長してきたというふうに思っております。

昔は、鉄のトライアングルじゃないですけども、官僚と業界団体と政治が一緒になって国を引っ張ってきた時代がございますけれども、長洲さんが「地方の時代」と言った時代からソフト面でも「まちづくり」という言葉が出てきて、町民も町に参加したい、そういう気持ちもどんどん出てきたように思います。そして、2000年に地方分権一括法という法律ができて、これからは地方の時代だというふうに言われて、今まで国がやっていたのを今度地方自治体がみずからの権限と財源で、まだそこまで行っていませんけれども、そういうふうにするんだという方向づけが出ました、これは2000年ですね。

そうした中で出てきたのが、実はボランティア活動の活発化ということが出てまいりました。阪神淡路大震災のときにボランティア活動、NPO活動が法制化されて、そういうことでもやっぱり地域の公共サービスは役所だけではやれないんだということで、住民自治というのがだんだん、だんだん育ってまいりました。そして今では、今度は行政が限界が出てきたので、民間とかNPO等に指定管理者制度とか市場化テスト、官から民へということで、公共サービスを今度は民の方に委託するように成長してきました。ですから、そのときのルールが今のところないんです。（「町長、私聞いていることでないこと答弁しているのね、ちょっともう一遍私再質問しますから」の声あり）

議長（伊藤一男君） はい、許します。

17番（杉本五郎君） 町長、私言っているのは、簡単なんです。住民自治というのは、これは政治行政を行う場合に、住民の意思に基づいて行うということじゃないですかということを知っているだけだから。町長は、それにおしりをつけて、住民自治はこうやって実現するんだと、そこまで話しているわけ。それは後から私聞くんです。だから、素直に、私聞いていることだけに答えてもらえればいいんです。さっきも話を申し上げましたけれども、千葉大学の藤宗幸教授も、それから議員必携にも、住民自治というのは地方における総合的な政治行政を住民の意思に基づいて行うことなんですと、こう書いてあるんだけど違いますかと、こう言っているだけなんです。町長は、そこから今度尾ひれをつけて、いや実際こういうふうにしていくんですと。やり方を聞いているんじゃないんです。やり方は、これから

聞きます。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 基本的には、住民自治は、住民が首長と議員を選んでおりますので、主権は住民にあるというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） どうしても町長は先へ先へと答弁したがるなど、こう思いました。この次私聞こうかと思ったことをしゃべっているわけです。そのために住民自治というのは住民の意思に基づいて行うんですよ、その住民の意思に基づいてどう行うかということが今町長が話したように、これは首長と議員を住民が直接選挙で選ぶんですよということが書いてあるわけです。そのことは今町長、そうですと言ったので、これは質問しませんけれども、その場合に、今度は住民から、住民の意思に基づいてやる場合に住民の意思をどこで反映させるか、どこで決定するかということですが、そのことについては憲法と地方自治法で決めているわけです。広く行政全般にわたり意思決定を行うものとして自治機関として議会を設定する、その構成員たる議員は直接選挙でえらぶと、こういうふうになっているわけです。そういう意味で、まず議会というのはどうなのかということを町長にお聞きをしたい。地方自治法では、住民の直接的な意思決定をするために自治機関として議会をおかなければならないと、こういうふうになっていますよね。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今杉本議員おっしゃったとおり、最終的には議決機関は議会であると、こういうふうには、これは当然の話でございます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） そこで、町長にお尋ねをしたいのは、住民自治というのは住民の意思に基づいて、そして政治を行うこと、そしてその行う人はだれかといえば、物事を決めるのは議会である、そして町長はその議会の決議に基づいて執行すると、こういうふうになっているということで今確認をさせていただきました。

そこでお尋ねをしたいんですが、町長の2004年の12月号の広報しばた、このフットワークというところで、町長は、3町合併の住民投票のことについて書いてあるんですが、その中でこういうことが書いてあるんです。「今、住民は、自分たちの思うように動かない政治へのいら立ちから、住民の意思を直接政治に反映させたい」と、こういうふうに町長は言っているんです。住民が自分たちの思うように動かない政治に対していら立ちを持っている、自分た

ちが直接物事を決めたい、こういうふうになってきたと。そして、さらに大きく町長は踏み込んで、「そういうことからして、代表民主主義では住民の意識変化に対応できなくなってきた」。この文章全体の流れからすると、さらに議会なんていうのは邪魔ものに過ぎないと、こういうふうに言いたそうな文章になっているんです。そこのところについて、町長は、これはまさに先ほど私への通告の答弁の中で、町長は会長さんのあいさつは決して議会制民主主義を否定するものではないと、こういう話をされたんですが、これを見ると、住民は今までのやり方ではもう我慢できなくなっている、だから直接政治に参加したいということは、議会制民主主義を否定しているような、こういうふうに聞こえるんですが、その辺どうなのかお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 杉本さんにご理解を賜るんですが、議会の間接民主主義と地方自治の直接民主主義と相まって制度化されているということをご存じだというふうに思っております。議会の議決のほかに直接請求といって住民の方も条例の改廃請求ができるということもございますので、地方自治には間接民主主義と直接民主主義が同時に制度化されているということをご理解いただいて、住民もその直接請求の方に目を向け始めたということがあるのではないかなというふうに思っております。この議会でも議員の定数削減条例でこの直接制度を使って、この議場でも議論を闘わせたことがございました。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長はしょっちゅう話をしているから話上手だなと思いました。私は、原則として住民自治というのは議会制民主主義の中で行われるものではないんですかというお話をしているのに対して、町長は原則論でなくて例外のことを言っているわけです。例外として直接請求もありますと、こういうことを言っているわけです。言ってみれば、人のもの取っちゃいけないんじゃないですかと町長に聞いたところが、町長は、いや、人のものを取っても命がありますよ、これ警察官の家宅捜索があるんですから、そういう答えなんだよ。ちょうど一般競争入札でもそうなの。入札というのは一般競争入札が原則ですよ、指名競争は例外ですよというのに、例外が原則になってきて、そして原則が例外になっている、それと同じ答えなんです。住民自治というのは、あくまでも議会制民主主義の上に成り立つんじゃないですか、こういう質問なんです。直接請求権というのは私はわかっていますよ。そこところをもう一遍お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） ですからですね、議会制民主主義の中に間接民主主義と直接民主主義が制度化されていて、今までは間接民主主義、議会が中心となって物事が決められていたんだけど、与えられた制度を住民が使い出したということで、これは同時に動かさないと本当の議会制民主主義にならないのではないかとということに動きが加速しているのではないかなと、そういう認識でございます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長と私の考えの違いがわかりました。町長はやっぱり根底に議会は邪魔だというような思いがあるなど、こういうふうに思います。ここには、「政治へのいら立ちから、住民の意思を直接政治に反映させたい」ということが書いてあるんですが、住民が自分たちの思うようにならないから、政治が思うようにならないからというのは、なぜ議会だけの方に目が向けられたのか。政治が住民の思いどおりにいかないというのは議会だけではなくて、町長も含まれているわけでしょ。ところが町長のこの文章では、住民が自分たちの思うように政治が動かないから、だからいら立ってきて、議会制民主主義は要らないんだというような話につながっていくんだけど、まず住民たちが自分たちの思うようにいかない政治にいら立ちを持っているということなんだけれども、私はむしろ政治というのは、住民4万人もいるわけですから、4万人がいれば4万の要望・意見があると思うんです。それを取捨選択するのが、あるいは調整をするのが議会なんです。私はそう思うんです。だから、そうなってくると、限られた予算の中では住民の思うようにいかない部分の方がむしろ多いのではないかな。それは議会だけに向けられるのでなくて、町長にも向けられていることなんではないかな、こんなふうに思うんですが、町長はその辺どうお考えなのかお尋ねをいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） まさに議会ばかりでなく町長にもその思いが訴えられているというふうに解釈すべきだというふうに思っております。ですから、町民の方が、自分たちが選んだ議会、首長が、自分たちの動きに対して意見を吸い上げる機会をふやしたり、そしていろいろな活動に議員、我々が行って活動を見ている、そういう安心感が残念ながら少なくなっているということがあって、議会、首長に対して、一方的に決められて流されてくると、こういう思いを強めてきているのではないかなというふうに思います。

ただ、住民の方も、自分たちが直接かかわっていい町をつくりたいという思いも高まってきたので、そういうぎくしゃくした面が出てきているのだとは思いますが、これはいい町をつ

くるためにそういう時期もあるというふうに理解すべきではないかなというふうに思います。
議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 時間ないから、どんどん進めていきます。言い足りなかった場合は、また3月の議会でやらせてもらいますが、私は町民がいら立ってなんかいないと思います。ちゃんと説明すれば、「こういうわけで財政が困難でこういうことはできません、これはやります」とこう言えば、町民はみんな理解してくれる。きのうの一般質問の中でもそういう話を町長しているわけでしょ。さっぱりいら立っていないんです。理解をしている逆に。町長がそう言っているんだから。むしろいら立っているのは、議会が町長に対する監視能力が強まってきたから、町長の思うようにいかなかったからといら立っているのは町長じゃないですか。私はそういうふうに理解をするんです。これは答弁要りませんが。

例えば、町長が議会に対してかなり不信感を持っているのかなと、これは強く感じます。例えば5月28日のつくる会の報告のあいさつでも、「住民参加の行政というのは行政の最大の課題であり、住民は自分たちの税金がどう使われるか政策の立案段階から参加したいという欲求が強まっている、行政はそれにこたえなければならない」、こう言っているんです。ごく当たり前のように聞こえるんです。ところが実際は、それでは議会の改革特別委員会で総合計画が、これ議会の議決事項だけれども、しかし実施計画についても議会に議論させてください、こういう話をしても、それは待ってくれということで二の足を踏んで、まだ議会の議論の俎上には乗せてもらえない。

きのうは、こういうようなことを書きながらも、きのうたしか白内さんの話だったと思うんだけど、白内さんが、予算編成の過程を議会や住民に明らかにしてくれないかと言ったら、それはまだそこまではできませんと。町長の5月28日のつくる会でのあいさつとちょっと違うような気がするの。住民向けには町長はいい言葉を使うけれども、しかしいざ本場に来ると、やっぱり二の足を踏んでしまう、こういうような矛盾を感じるんだけど、その辺、町長どうなのか、お尋ねをしたい。きのうの白内さんの予算編成の過程についてはまだ明らかにできる段階ではないと、こういう話をした。しかし、5月28日のつくる会のあいさつでは、町長は予算編成にも参加させるんだよと。あなたたちに予算編成に参加させるというのでびっくりしたんです、これを見ながら。そっちにもいい顔、こっちにもいい顔してはだめじゃないか、政治家というのは。そのことをちょっとお尋ねをしたい。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） たしか予算編成に参加できないかというのは白内議員と我妻議員からも

前に質問あったと思うんです。ですから、参加させる方向はいいんですけども、当然将来は参加させなければならない、ただ今の段階では工夫が要るということでございまして、ですからきのうの答弁の中でも、先進自治体がどのようにして、どの過程で、予算編成の過程を住民にお知らせしていか検討させていただきますというお話をさせていただいたので、まだ公表、明らかにする途中の一番いいタイミングを模索しているのであって、やらないと言ったつもりはございません。ですから、前向きに検討させていただいて、いつの時点で、議会なりに予算編成過程の途中でお話しした方がより効果的に、住民の意見なんかを聞いて、そして予算編成ができるか、その手続についてちょっと時間をかしてくださいと言ったつもりでございます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） そうすると、つくる会でのあいさつの中で、住民には予算編成の段階から参加させますよというような話をしていますよね。住民に政策立案段階とか予算編成にも参加させるというのはどういう意味なのか、その辺ちょっとお尋ねしたい。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） ある程度、予算編成というのは収入を確定しなければなりません。それから、うちの内部で予算要求が出てきます。それを精査して、来年度にどのぐらいの投資的な予算を生み出して新しい事業ができるか、それがある程度まとまった時点で、そしてそのタイミングをはかって議会なり住民にお知らせするのが一番いいのではないかと。その予算編成は10月ころから、ことしから始めましたので、まだ十分に内部で検討して出せるような状態でないので、早めに予算編成の時期を決めて、そして内部の資料を集めて、ある程度形成された段階で議会にお出しする、また住民の意見を聞く、そういう方法で予算編成をまとめる、そういうふうには考えられないか、今検討をさせていただきたい。そして、先進自治体もどの時点で出しているのか、それも検討させていただきたいというふうにお答えしたつもりでございます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長の住民に参加させるということと議会から意見を聞くということについて、やっぱりしっくりいかない部分がありますが、これは3月議会でもう一遍質問させてもらうことにして、いよいよ本題に入るんですが、住民自治基本条例とは何かということでお尋ねをしたいと思うんです。これは、ニセコの住民自治基本条例をつくった自治プロというのがあるんです。これはどこかの、旭川あたりにあるのかな。自治プロというのがあっ

て、そこで基本条例とはこういうものだということで書いてあるのがあるんです。それによると、まず基本条例というのは、法的には特別な意義や効力を与えられていない、確立した提議もない、関係者間の理解もまちまちである、こういうことが書いてあるんですが、町長は基本条例というのはどんなふうに考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） これは、これからのまちづくりで、住民、議会、執行部が新たなまちづくりをつくるための協働のルールというものを定めて、いい町をつくるための基本となるものだというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 結局、私は、今住民自治基本条例をつくる会というものを町長は自主的にやっていると言うけれども、町長がつけさせたんですよ、町長がつけさせたんです、これは。いわゆる住民の自主的な団体と言いながら、内実は官製の組織です。町長がつけさせた官製の組織なんです。その官製の組織、つくる会と言いながら、実際は住民自治という定義さえもまちまちの中で、しかも町長が議会の中にこういうようなまちづくりをするから、そのためにこの条例が必要なんですということを一言も言わないままに住民に条例づくりを任せる。これは、大海に小舟を放すようなことになりはしないか。やっぱり道案内というものがないといけないのではないかと、こういうふうに思うんです。そういう意味で、これは私は答弁を求めるのではないですが、町長の住民自治基本条例というのは、しっかりした定義も何もないままに今大海に泳ぎ出したのと、こういうことだけを申し上げておきたい、こういうふうに思います。

それから、これは先ほど私、通告の中で会長さんのあいさつを引用したんですが、町長がこのことについて弁明をされました。弁明をされましたが、平成17年3月の条例検討委員会の報告書というのがあるんです。その報告書の最後で、それぞれの委員が感想を述べているんです。その中である委員が、「議会の改革案もつくり、条例の最終判断は住民自身がすべきである」、こういうふうに言っているんです。私はこういう意見、それから先ほどの会長のあいさつなんかもそうなんですが、町長が2004年の12月の広報しばたに書いた議会不要論とも受け取れる文章をそのまま忠実にみんなが受け取っている結果、こういう言葉になって出てくるのではないかと、こういうふうに思うんですが、町長はどうお考えかお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 私のコントロールというと失礼なんですが、町長の意に沿うようなつくる会であれば、杉本議員が指摘しているようにいろいろな形の意見、対立というんですか、そういうことはあり得ないというふうに思っております。ですから、参加される方はやっぱりいい町をつくりたい、自分たちのつくった後には条例のもとに活躍したい、そういう思いの人がたまたま公募で集まってきました。だから、意見が違おうと。今、大海に踏み出すようにと言われましたけれども、それぞれの住民自治に対する考え方が、お金をもらって政治をやっているわけではありません、本当にボランティアです、いろいろな考え方が集まるんですから、最初のうちは意見対立があるのは当然です。そして意見を言って、学習しながら、そして住民自治というものをみんなで共有していけるんだらうと。まだそこまでは行っていないとは思いますが。そういう段階を踏んで、私は住民自治基本条例ができるというふうに思います。ですから、最終的な判断は住民投票という考え方も実はございます。ですけども今の制度の中におきましては、最終的につくる案というのは町長に提案されて、町長がもう一回条例案について議会なり住民と意見を交換して、最終的に責任を持って議会にかけて、そして議会の議決を経ると。今までの議会制民主主義を何ら否定する手順をとろうという考えはございませんので、最終的な判断は議会が行うということに間違いはないというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長は、つくる会の人たちは無償でボランティアでやっているというところを随分強調するんですけども、金をもらっているから悪い、金をもらわないからいいというものでもないんです。このことについては後でまたお尋ねをしますが。

ただ、今こういったまちづくり委員会、これは大抵の自治体で今つくっています。私もこの間、先ほど我妻議員も言われましたけれども、犬山にも行ってきましたし、飯田市にも行ってきました。飯田市は、議会が独自で住民自治基本条例をつくったんです。その際にもやっぱり、住民自治基本条例をつくるに当たって、やっぱり住民の意見を聞かなくちゃならない、住民にやってもらわなくちゃならないもの、住民の責務、そういうことも決めなくちゃならないから住民の意見も聞かなくちゃならないということで、議会側が住民会議、「街をよくする会」と言ったのかな、そういうものをつくったんです。これは、あくまでも議会が議会として活躍するための、意見を聞くための組織なんです。そういうことで、住民会議はあくまでも住民会議としての節度と役割がある、こういうことをやっぱり念頭に置かなくてはならないのではないか。あくまでも住民会議をつくった場合は議会なり首長なりに意見を申し述

べる、要望する、そういうことであって、物事を決める組織ではない、こういうことをきちんとすべきだなと思います。

これは2年ほど前なのですが、奈良県の吉野町、これは桜の百選に選ばれた吉野町です、柴田町と同じところなのですが、その吉野町に行きました。吉野町にもやっぱりこういった住民会議はあるんです。「吉野曼荼羅まちづくり会議」、こういうのがあるんです。さっき町長が、柴田町のつくる会は決して条例をつくるだけじゃなくて条例をつくることによって参加の道を探るとか、あるいはいろいろな効用がありますと、こういう話をされました。吉野の吉野曼荼羅まちづくり会議もそうなんです。これはとてもユニークなのですが、スローガンは「言い合おう、吉野の未来」と、こういうことで、五つの部会に分けて2年間、任期2年間だそうなんです、2年間、みんなでわいわい、がやがや話をしながら、2年たったら提言書にまとめて、それを提言する。その提言を受けて、町ではこれを採用したり採用しなかったりするんだそうなんです、あくまでもこれは提言をつくることであって、提言はするが行動はしない、こういう原則を貫いている。なぜ提言はするが行動はしないのか。さっき私が言ったように、それぞれやっぱり組織というのがあって、組織はそれぞれ自主的に動いている、それを横から口を出して、ああのこうのと言って、自分もそれに入っていかまぜるようなことをしたのでは、社会の秩序というのとはもたないのではないかと。こういうことで、提言はするが行動はしない、こういう大前提でやっている。こういうことなんです。

そういうことで、私は、いろいろな組織、住民組織があります、決して条例をつくる会だけが住民組織じゃないわけです。最も基礎的なのは行政区もある、それから老人会もある、婦人防火クラブもある、青年団もある、商工会議所もある、いろいろな住民組織があります。そういったいろいろな住民組織があった上で、それぞれが自分のポジションというのを守りながら、よその方まで手を出したりして秩序を乱すようなことをしないために成り立っているんです。いろいろな団体がいろいろな意見をまとめて、それを議会なり首長なりに言って、そして町の政策をつくっていく、これが本当の筋なんです。

それを、ある一つの団体だけが町長の意を受けて、そして条例づくりまでやる、これは私はどう考えても行き過ぎだなと、こんなふう思うんですが、その点どうなのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） うちのまちづくり委員会は、杉本さんちょっと誤解しているのではないかなと。吉野曼荼羅まちづくりというんですか、私はこれと何ら変わらないというふうに思

っております。つくる会は、柴田町の各団体の代表だという考えは多分ないと思います。ですから、いろいろな意見を聞かなければならないということでございます。私は、議会の条例検討調査というのがあったときに、各派代表の中で、ぜひ議員さんも入っていただけませんかというご提案をしましたけれども、これについては議会は議会の立場があるのでということで参加されませんでした。そのときに、だからつくる会の人たちは自分たちが独善性にならないように自分たちの中で民主的な運営をするし、いろいろな意見も出し合うし、そしてまとまったときには町長に提案すると。ですから、吉野曼茶羅まちづくり会議と変わらないです。町長に言ってみれば、そこまでです。私が言った「行動する」というのは、条例ができたときに、普通は条例ができると例規集に書かれてそのままになっている面が多いんですけども、そうじゃなくて、この条例に基づいていろいろなところで参加した人たちもほかの組織の人たちと一緒にまちづくりをしていこうと、そういうところを「行動する」というふうに表示したので、この方々がまちづくり委員会と私は何ら変わらないというふうに思っております。ですから、つくる会が代表制ということはあり得ませんので、代表は議会と首長ですから。ですから、逆にいろいろな人の意見を今聞いている段階ではないかなと。私どもも聞かれました。職員も聞かれました。そして議員さんにも説明した。それから町民にも。ただ、これだけでは済みません。ですから何回も何回もいろいろな階層の人たちと意見交換して、そしてまとめ上げられて出てくるのではないかな。ただし、これはつくる会がすべての意見を網羅するというのは限界もあります。その点は議会の方で最終的に議員の立場から出てきた案に対して質疑するのが私は務めではないかなと、そういうふうに感じます。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長は、今回の定例会の冒頭で、町政報告の中で、こういうことを話しているんです。「住民基本自治条例をつくるために町長を本部長とする住民自治基本条例推進本部を結成する」と。これ結成したのかな。結成したと、こういうふうに書いてあるんです。そして一方、「職員で構成する住民自治基本条例検討会議も設置した」と、こういうふうに書いてあるんです。私これを見ると、冒頭で町長は、さっきも話をしたんですが、力を込めて、この会議は自主的、民主的に運営されている組織ですよと。これ力を込めながら、一方では自分が本部長になって推進本部をつくった、一方はまた職員を構成員とする住民自治基本条例の検討会議もつくった。どう見たって、これは官製の組織じゃないですか。もう一遍お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） これは、いろいろな長期総合計画、条例をつくる时候にも、あくまでも……。これは三つの組織がございます。つくる会は住民を主体としてつくっている。審議会もすべて公募型。我々は我々で内部で、これは行政側から見た住民自治のあり方を検討しているのであって。ですから、住民サイドの視点と我々サイドの視点が違うものですから、出てきた段階でいろいろ議論を闘わせると。私たちは私たちが行政から見たこれからの住民自治のあり方というのも内部で検討する。だからこそ、つくる会と我々推進本部でちょっと視点が違いますので議論を闘わせたというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長はよく協働、協働と、こういう話をされます。この協働とは何なのかというと、さっき冒頭に町長もちょっと答弁されたんですが、行政サービスは行政だけでできなくなった、住民でやれるものは住民でやる、行政がやれるものは行政がやる、議会でやるべきものは議会がやる、あるいは行政と住民と一緒に協力してやるべきものはやる、議会も一緒にやる場合は議会も一緒に協力してやる、これが住民との協働だと、こういう話をよくされるんですが、この条例をつくる場合でも、今町長が言っているように、町長を本部長とする組織もある、それから今度は職員を対象とした検討委員会もつくる、こういう話で、そして今度はさらに議会の中にも。だとすればだよ、議会の中にもこういう検討委員会をつくってくれ、そして住民は今つくる会でやっていると、こういうふうにしていくなれば話はまた別だと思う。さっき冒頭に話したように、町長の腹の中には議会はもう無用だ、要らないというような、心の中、腹の中にあるものだから、ここには議会が出てこないのかなと、こんなふうに思うんですが、まず住民自治基本条例という名前、これだれがつけたのか、ちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 名前は私がつけたというわけではないんですけども、住民自治基本条例は必要だと私が述べさせていただきました。

あと1点ですね。議会に対しては、財政再建プランをつくったとき、初めて執行部と一緒にやり合った、そして成果を上げた、そのスタイルをとれませんかと一回私議会で投げかけた経緯がございます。ですから、全然議会を無視しているという思いはありませんので、それだけのご理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 町長が、住民自治基本条例に対する議会へのかかわり方というのは、町

長はあくまでもここで質問されたことに対して答えるだけなんです。町長は自分から積極的に住民自治基本条例はこういうものです、だから議会も協力してくださいということは1回も言ったことないんです、はっきり言って。そのことだけは申し上げておきたいと、こう思います。

それからもう一つは、さっきから町長は、みんな無償だと、ボランティアだと、大変これはすばらしいことのように話をされます。けども、私ちょっとお尋ねをしたいのは、地方自治法の203条第1項では、自治体がいろいろな委員を委嘱した場合には、これには報酬とか、あるいは費用弁償を払わなければならないと、こう書いてあるんです。事実、条例でつくられているいろいろな委員があります。30分で終わった委員もあります。それでもやっぱり7,000円の報酬が払われている。この人たちは毎週夜集まって徹底的に議論している、この人たちは無償だ、だからこれは立派だと、こういうふうに私はならないと思うんだけど、お尋ねをしたいのは、報酬だの費用弁償を払う委員会と、このつくる会は払っていないんだけど、どういう違いがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今回の審議会方式でございますが、さっき言ったように町が設置したのではなくて自主的に運営をしていくということが原則になっておりましたので、報酬等は直接払っておりません。ですから、うちの方が役所の内部機関として位置づけて審議会を設置したわけではなくて、あくまでも住民みずから自分たちの考え方で町長に提案をするという格好をとらせていただいておりますので、謝金を払っておりません。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） どうも町長の話わからないんだね。町長は実際みんなに委嘱状を出しているんです。委嘱状を出しているでしょ。委嘱状を出しているんだから。しかも町長は、これはあくまでも民主的に選ばれたと言うけれども、名前をつくったのは町長だし、そしてこういうものをつくるから皆さん集まってくださいと呼びかけたのも町長でしょ。そしてまたさらに委嘱状も出しているんですね。それでも自分たちが勝手に集まったんだから、だから報酬を払わなくてもいいと。どうもそこのところわからないんですが、もう一遍お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） ですから、審議会のあり方、先ほど3パターンございましたし、言ったんですが、町長が公募して集めたり、組織の代表を集めてつくる審議会方式もございますし、

すべて今度公募による審議会方式もございませぬ。ですけど、あくまでもこれは議会の議決を経てつくる審議会ではございませぬでしたので、当然報酬というのは払いませんが、やっぱり自分たちで新たに提案するという新たな審議会方式も生まれてきておりますので、そういう意味でこれまでの審議会とは若干性格を異にしているという意味で謝金まで払ってはいないということございませぬ。

議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、許します。

17番（杉本五郎君） 私は、町長が委嘱状を出して、そして町長がこういう委員会をつくるから、こういう話をするのだからと呼びかけた場合は、これはやっぱりきちんと払うべきものは払うと。大変迷惑な部分もあるんです。私たち無償で働いているのに何で議会の議員は有償なんだと、こういう議論もあるわけだから。町長はそういう声が出るのを待って私はやっているんじゃないかと。住民の人たちは無償で夜中に集まって一生懸命やっている、毎週集まってやっているのに、何だ議員は、のほほんとしているというような批判が議会に来るのを町長は期待しているんじゃないかと、こんなことで私は思っております。やっぱりその辺、きちんと整理すべきものは整理する、払うものは払う、働いてもらうところは働いてもらう、こういうけじめというものは行政には必要でないかと、こう思います。

あと3分なんですけど、先ほど犬山に研修に行ってきた我妻弘国議員、犬山の教育の問題を話をされました。私びっくりしたのは、教育問題じゃないんです。教育長の教育にかける思い、体を張っても、自分たちが今やっている教育を守っていかう、こういう覚悟に私は打たれてきたんです。どういうことかという、今の教育長は前の市長のもとで教育長に選ばれた人なんです。市長はかわったんです、選挙で交代したんです。私は、市長がかわれば教育長もかわるのかなと、こう思ったらば、その教育長は、私どもが進路をつくった教育行政、これを今の市長だとためにされる、私は市長からやめろと言われても、子供たちの教育を守るために私は教育長をやめないんですと、こういうふうに言ったそうです。私、大変感激をしました。

そこで、町長に最後に申し上げたいのは、政治家というのは自分の責任というものを命をかけても守らなくてはならないものがある、それはやっぱり命をかけ、体を張ってでも守らなくてはならないものは守っていくということが大事じゃないか。議会から批判されるのがつらいから住民を弾よけにして、そしてこれは住民組織だ、住民組織だ。きのう白内さんはにしきの御旗と言ったけれども、これはにしきの御旗でなくて住民を弾よけにしているような私は気がするの。これ住民組織だよ、住民組織だよ、無償で働いているんだよと言え、こ

れは議会は何も言えなくなるんです。そして、この間も議会に対する説明会をやった。町長ならみんな言うんだろうけれども、住民代表だから何も言えない、こういうことがあります。そういうことがありますから、町長は政治家としての責任だけはきちんと果たしてほしいということが一つ。

それから、最後に申し上げます。矢祭の町長は言いました、「まちづくりの原点は信頼関係です」と、こう言っています。私は、町長が常に言っているように、行政の両輪というのは首長であり議会である、これは車の両輪だと。その車の両輪を結ぶ車軸というのは、これは信頼なんですよ。この車軸が今ぼろぼろになったんでは、二つの両輪、車はうまく回っていかないのではないかと、こう思います。町長にはひとつ、これからも汗水流して議会との信頼関係、車軸を立派につくり上げてほしいと、こういうことを申し上げますが、そのことについての町長の思いをひとつお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 政治家としてということになれば、やっぱりこれまでの自治体を変えて、住民と議会とみんな協働してやれるような自治体改革をしていかなければならないというのが私の強い考えです。そのためには、本来与えられている議会の権能というものがありますから、それを大いに発揮していただいて、チェック・アンド・バランス並びに新たな条例の提案、それから議会は議会なりに住民の声を十分聞いて、そして最終的にはこの住民基本条例がこの議会でお互いの立場からいろいろな角度から議論をさせていただいて、議会と執行部、それからその信託をさせております住民と、しっかりと軸と言うんですか、車軸を組んでいきたいなど。そのためには冷静にこの議場の中で住民から提案されたものを白紙の段階から柴田町の将来のまちづくりにとって本当にこの条例が生きた条例になるように、丁々発止の冷静な議論をして、立派なものにさせていただきたい。そのきずなは信頼であるということ間違いのないというふうに思います。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これにて17番杉本五郎君の一般質問を終結いたします。

次に、3番水戸義裕君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔3番 水戸義裕君 登壇〕

3番（水戸義裕君） 3番水戸義裕です。

防災対策から減災対策へ転換をとということでご質問いたします。

9月議会で町の防災管理、特に自主防災組織への町としての対応について質問いたしました。そこで、町長、危機管理監に答弁をいただきました。しかし、まだ検討中のものもあり、対

策として急がれるものや具体性に欠ける部分もあると感じ、この議会においてさらに幾つかについてお聞きしたいと思います。

町長は、「自主防災組織について住民の意識はまだまだ薄いと認識している、今後とも地域づくりとあわせ消防など関係機関と連携しながら組織への支援を行っていきたい」と答弁されました。そこで、お聞きします。

一つ、過去の災害ではいずれも全国各地から災害ボランティアと呼ばれる人たちや各方面から支援があることは周知のとおりですが、問題は、そういう人や自主防災組織の人の自助・共助の努力、助け合いの気持ちというものをいかに育てていくかということだと思えます。町内の多くの自主防災組織では、「気持ちはある、組織もあるが、どうしていいかわからない」「情報がない」「訓練するにもいろいろ克服しなければならないことが多い」など、不足の点がまだまだあります。組織は立ち上がってはいるが、まだまだ全地区民に浸透していないということはあると思えます。全国でも早くから自主防災組織を始めたところでは、形骸化などと言われているところもあるとか。組織をつくって終わりではなく、これを維持し、いざというときに役立てなければなりません。災害対策における町と自主防災組織の役割を明らかにし、体系的に整理していくことが必要ではないかと思うが、考えをお聞きしたい。

二つ目、自主防災組織のリーダー育成についてですが、さきの議会で「防災士」について紹介しましたが、町長は、「先月の28日」、9月ですから、「自主防災組織のリーダーでもある行政区長が東松島市で防災の研修をしてきました、これからも組織のリーダー育成のために研修会や講習会を開催していきたい」と話しています。しかし、私は、行政区長がリーダー、もちろんそれも重要なことではありますが、行政区長はその他にも業務があり多忙な身であることから、必ずしも行政区長がリーダーである必要はないのではないかと考えます。行政区長あるいは防災組織の会長を補佐し、ともに防災活動をできるような知識を持ち、危機管理ができるリーダーを養成する考えはないかお聞きしたい。

三つ目、町内小中学校の防災体制についてお聞きします。

さきの議会の質問で、学校では既に災害を想定して訓練等を実施しているが、出前講座については教育長から校長会においてその旨を伝えたいとの答弁をいただいています。避難を要する災害が発生した場合、本町でも大方の施設や学校が避難所として指定されており、被災者でいっぱいになることは当然予想はされます。そのことによって学校は学校としての機能が一時的に麻痺することになるのではないかと思います。

文部科学省では、阪神・淡路大震災以降、学校等の防災体制の充実について、平成8年9月、

第2次報告の「防災教育の充実のための指針」の中で、「防災教育を充実するに当たっては、家庭、地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要である」とし、「阪神・淡路大震災の際に避難所となった学校のうち、安定と秩序を早期に回復し、復興に速やかに取りかかれた学校を見ると、学校や教員が地域社会の主体的取り組みに積極的な支援を果たせたところであった、したがって学校においては日ごろから家庭や地域社会と密接な連携・協力を図りつつ、児童等に対する防災教育を推進することが必要である」と、防災教育の重要性を述べています。

在校時には1人の先生で20人から30人の児童生徒を災害から安全に避難させなければならないなど、対応は大変なことだと思います。そこでは、学校内はむろん、町との情報のやり取りは欠かせないものだと思いますが、この点について教育長の考えをお聞きしたい。

四つ目、役場庁舎などの被災対策についてお聞きします。

災害により、庁舎内外の被害に程度はあるにしても、定常業務に支障を来すことは容易に想像されるが、災害発生中といえども行政としての業務は当然行わなければならないわけであり、町中の被害対策は対策として、庁舎内の被害に対していかに早く復旧し業務をできるようにするかの対策をとることは必要だと思うが、このことについてどのような対策を考えているかお聞きしたい。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 激論をした後なので、一呼吸置きながらじっくりやらせていただきたいというふうに思います。

防災対策でございますけれども、4点ございました。

1点目、災害対策における町と自主防災組織の役割の明確化ということでございます。

大規模災害が発生した場合は、避難所の運営や損傷を受けた家屋等の危険度判定など、行政だけでの対応には限りがございます。自主防災組織や防災ボランティアの支援が大きな力になります。特に災害発生直後は、地域の助け合いによる被災者の救助、避難誘導、安否確認など、自主防災組織の活動が被災者の減少につながるようになります。

阪神・淡路大震災で約7割の方が地域の人によって救助され、ことしの3月に発生した能登半島地震では、倒壊家屋に取り残された人で消防によって救出されたのは2名のみで、残りの方は地域の人に救助されております。

現在、自主防災組織は36行政区で結成されております。結成されている全地区が避難訓練や

消火訓練などの実施に至っておりませんが、少しずつではありますが防災の意識は出てきていると感じております。

今後、防災研修会の開催や資機材の整備など町でやるべきこと、平常時の防災訓練や防災マップの作成、災害時の初期消火や負傷者の救出・救助など自主防災組織でしていただくことの役割を明示したものや、活動が軌道に乗っていない地区などには活動の参考例などの資料を作成・配付するなどの支援をしてまいりたいと思っております。

2点目、自主防災組織のリーダー育成でございます。

9月議会の水戸議員の一般質問の中で、防災に関しての専門意識を持った防災士を紹介いただきました。防災士になるには、日本防災士機構が認定している研修講座実施機関にて研修を受け、防災資格取得試験に合格し、防災士として認定されることとなります。現在、日本には1万9,717人、宮城県には388人が防災士として認定され、企業などで防災活動にかかわっておられます。

議員ご指摘の、行政区長がリーダーである必要はないのではないかについては、会長である行政区長は組織をまとめていく代表者であり、地域のリーダーでもあると思っております。防災リーダーには災害に対し防災知識を有した方が適任であり、地域の防災力向上になるものと考えております。各地域には防災知識を有した消防団、消防OB、自衛隊OBや看護師などの資格を持った方がいると思います。その方々にもリーダーとして参加していただくことも地域の大きな防災力につながるものと思っております。また、各地区でスポーツや文化活動のリーダーとして活躍されている方も防災リーダーとしての適任者であると考えており、それら団体の指導者を中心に、地域に出向いての防災講座の中でリーダーの役割などを説明させていただき、防災リーダーの育成につなげていきたいと考えております。

また、リーダー育成に関する研修会、講習会などへの参加も積極的に行うとともに、防災等に関する情報なども自主防災組織に提供してまいります。

3点目、町内小中学校の防災体制でございますが、天災、地震、火災、不審者侵入、光化学スモッグ等が発生した場合は、柴田町立学校の危機管理マニュアルにより適切な対応をとるよう細かに定められております。災害が実際に発生した場合を想定し、保護者が子供を学校へ引き取りに行く模擬訓練も、保護者の協力を得て各小学校で毎年実施しています。

水戸議員の質問の趣旨である、災害発生時、各学校と町との情報のやり取りは欠かせないのとはついてですが、児童生徒たちが在校時と在校時間外、登校時間やその他の時間でも、学校と教育総務課の連絡がとれるよう、レベル1からレベル4に応じた連絡体制が危機管理

マニュアルでは整備されております。また、災害時2次避難所として指定された学校施設については、現在、総務課で作成中の「柴田町災害応急対応マニュアル」の中に、災害時における学校施設避難所との連絡体制確立のため、各学校への説明を終了し、防災無線等での連絡が確保できる体制づくりを進めています。

4点目、役場庁舎の防災対策でございます。

災害発生時には庁舎の早期復旧対策として「柴田町役場庁舎消防計画」を策定し、消防署にも届け出ております。消防計画は火災時の消防活動が主であります。その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的としており、風水害や地震災害など大規模災害の発生にも対応できるものになっております。自衛消防隊には庁舎内の職員を委嘱し、隊長である企画財政課長の指揮のもと、通報連絡班、消火班、避難誘導班、防護措置班、搬出班、救護班の6班体制で対応するように計画しております。なお、12月には、災害時に速やかに対応できるよう消防訓練も実施する予定であります。

大規模災害の発生を想定したとき、通常業務に一番支障を来すのは長時間にわたる停電であると考えられます。庁舎には停電時用の蓄電設備がございますが、これは災害時に来庁している町民皆様と職員が庁舎から退庁する間の照明でございます。長時間の補助電源の役割を果たせません。過去の事例から見ますと、平成15年7月26日に起きた宮城県北部地震では、電気の復旧までに16時間、また平成19年3月25日、マグニチュード6.9の能登半島地震では、30時間かかっております。庁舎の事務処理は大方、情報処理機器で対応していることから、庁舎が停電した間は窓口の交付、受付業務や金銭の出納業務を初めとする行政サービスの提供が何もできなくなることが想定され、大きな問題として認識しておりますが、抜本的な対応策については現段階ではなかなか難しいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 3番水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） わかりました。

まず、自主防災組織なんですが、自主防災組織の立ち上げと言っても、大体行政側から要請があって自主防災組織ということで立ち上げたというのがほとんど日本国中大体そういったようなもので、本当に地区から自主的にやったというのは、もちろんあるんですが、少ないんです。そこで、今回、私、防災から減災ということで、防ぐことはできないということで、その中で災害をいかに減らすかということでこれから考えていかなきゃいけないんじゃないかなということで9月に引き続いて質問したわけです。この辺の、自主防災組織、前の議会でも言いましたが、つくれと町に言われてつくっただけけれどもどうなるんだという話を

この前の議会でも言いましたが、これについて、役割を明らかにするということでは、今、国中で、防災・災害基本条例というのを各自治体でつくられ始めています。先ほどの杉本議員の質問ではないんですが、自治基本条例といったような形で、防災のためだけに条例をつくるということがだんだん出てきています。実際、千葉県の佐倉市とか東京板橋区、荒川区、それから静岡、東京、愛知など、この辺がどんどんできてきているんですが、防災・災害基本条例といったものについて、考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） それでは、答弁いたします。

現在、柴田町においては、防災・災害基本条例、ございません。また、現在のところ、つくるといふことでの検討にも入っておりません。まず、今現在手がけております地域防災計画、それを見直しをした後、何が必要なのか、それらを精査して検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 考えていないということなんですが、条例ですから町につくれということではなしに、議会で政策立案の中の一つとしてやるということも一つには道はあると思えますけれども、いずれこの辺の、いわゆる町がやることと地域の自主防災組織がやることということでは、ある程度はっきりしたものがないと、つくれ、つくれと言われても、何してくれるんだといったような形になるんじゃないかと思うんです。

防災と言っても、わかりやすいように感じるということなんですが、防災から減災へ転換を図るといふことでは、具体的に何をするか、いわゆる自主防災組織、我々住民が、何をすることを目標を定めて、何を、どれだけ、いつまでにやるといったような活動が求められることができれば、早くにできた地区で形骸化されているということはなくなると思うんです。そういう意味で、具体的に目標設定をして、各地区の防災組織のモチベーションが下がらないようにすることも大事だと思うんです。

そういう意味で、目標ということになると、住宅の耐震化や延焼被害を食い止めるにはどこをどういうふうにするか。それから、家具の固定化、今何%が家具の固定化を実施されているかといったようなことをアンケートを実施して、それをいつまでに何%まで引き上げるといったような各地区の防災組織に目標を与えて活動してもらおうということがいいんじゃないかと思うんですが、この辺についてお考えをお聞きしたいです。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

確かに、災害を減災にするためには、それぞれ今議員おっしゃるとおり、いろいろな手法があるかと思います。それぞれの自主防災組織の方に、いつ、どこまでというのは期限が決められませんが、防災知識、そういったものを提供いたしまして、各家庭でできるもの、平常時ですね、災害が来る前にそれぞれの家庭でできるもの、こういったものやったださいよと、その次にはこういったものやったださいよ、そういったものの情報提供をして、その地域でもって地域の家庭にそれを周知していただくということで、とりあえずは初歩的な減災に努めていただくという形で考えております。

あと、行政区長会議等に、家具の固定等、そういったものも地域でもって行っていただくというか、要望等を取りまとめていただいて、地域でできるものについては地域の皆さんで手伝っていただく、地域ではなかなかできないものについては、こちらの方に連絡していただいて、ボランティアなんかの活用もして、そういった対応をしてまいりたいという形では考えてございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） さきの議会でも、2007年の1月1日から数えて10年以内に次の宮城県沖地震が60%の確率、20年で90%、30年で99%。99%という確率でという地震は、日本国中でこれから予想される地震の中では、ないんです。30年で99%。最高でもほかへ行っても90%という確率での予想はされているんですが。これは県のホームページでも公表されているんですが、これについて町民の方はどれくらい把握されていると思うか、もしわかればお聞きしたいんですけども。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） どれくらいの率で把握されているかという点については承知してございませんが、テレビ等マスコミ関係で宮城県沖地震については、かなりの報道がされております。新聞等でも報道されております。そういったことによりまして、かなりの家庭では、近いうちに、30年以内に90%の確率で来るだろうという認識は持っていると思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） わかりました。

10月14日に町の総合防災訓練が船岡小を会場に、消防署、県の防災ヘリとか、自衛隊、それから各関連企業、町内会の自主防災組織、婦人防火クラブなど、消防団の班長さん、実施さ

れているんですが、この訓練、広報しばたの559号、12月・1月号でも、30団体700人が参加して実施されたと写真入りで報じられています。これにですけれども、小学生、中学生などが例えば参加するか見学するといったようなことを考えたことはあるんですか、この防災訓練に関して。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 今回の10月に開催しました防災訓練につきましては、学校の方に児童の参加ということでお話し申し上げましたが、ちょっと時期が遅かったということでございまして、学校のカリキュラム上、日曜日出ますと振りかえ休日といったこともございまして、なかなか対応が難しいという形もございましたので、今回については児童の参加はなしという形で行いました。自主防災組織として参加していただいた四つの行政区、7A、7B、8区、9A・B、五つですね、そちらの地区につきましては子供会などにも呼びかけて、お子さんにも参加させていただきたいということをお願いしながら防災訓練を実施したところでございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） わかりました。

実は、私もちょっともったいないなと思って感じているときに、町内で買い物をしていたときに、「この前私も参加したんですけれども、あんなに大々的にやっても、子供たちとか、関係者じゃなくても町民の方の見学ということが、あってもよかったんじゃないの」という声があったんです。どれだけ金かけたかわからないんですけども、本当にやっている人だけがやっているということでは、町じゅうにアピールとしては足りないんじゃないか、もったいないんじゃないかという声が上がったんです。私もそうだなと思ったんです。あれだけの規模でやるということは、当然大人だけに地震が来るわけではないのでありますから、今声をかけたということではあったんですが。本当にそういう意味ではもったいなかったなと。

今回、ちょっと学校を聞いて回ったんですが、これは教育長さんにも関係ある話になってくるんですが、災害支援というかボランティアですね、これに対して小学生・中学生で参加できるなんていうのは一般論として校長先生どうなんだろうとお聞きしたところ、五、六年生、そして子供たちを例えば4人か5人を一つのグループに分けて、災害要援護者の方のことをやるとか、あるいは避難所に行ったときの世話とか。それから中学校に行ったら、校長先生は、もう中学生は問題ないというか、十分そういったことの手伝いはできるでしょうという答えだったんです。

これからも当然災害訓練はやるわけなので、7日の開催のときに出た質問でも、防災訓練、日中の条件のいいときじゃなくて夕方か夜間も考えてみたらいいんじゃないかという質問がたしか出ましたので、そういうことを考えて、これから災害が起こることを前提としてやらなくちゃいけないということで、被害をできるだけ少なくするにはやっぱり減災の考え方ということで、一步進んだ考え方で、来年から見直す地域防災計画も、そういったことを十分に取り入れてやっていただきたいと思いますので、防災計画をつくるときのその辺について、再度お聞きしたいんですけれども、この辺、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 防災計画をつくるに当たっては、計画でございますので、細かなものまで計画の中に盛り込むということはなかなか難しいかなと感じております。そういったことについては、その場面、場面での運用的なマニュアル、そういったものを作成して対応していきたい。先ほど議員からの質問にもありましたように、児童生徒の参加もしかりです。あと、夜中とか、昼以外の防災訓練ということもございしますが、何せ町民の意識づけのための防災訓練でございます。そういったことから、まずは条件のいいときにやりまして、そういったことで町民に少しでも防災に向けて関心を持ってもらうという形で進んでまいりたいと思います。夜間の訓練につきましては、今度は照明とかそういったもの、かなりの大規模なものになるかと思えます。少ない予算でやっておりますので、その中の範囲内でやっていけるものという形でこれからも進めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） それでは、9月の議会で防火防災訓練災害補償等共済制度についてお聞きしましたが、その後、どのような町として考え方が、今すぐやるとかやらないとかじゃなくて、どのような考え方が話し合われたかどうかお聞きしたい。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 災害補償等共済問題につきましては、仮に災害が起きた場合、補償的なもの、災害復旧、そういったものに対応した場合については、上位法、法律でもってそういった補償のものがございます。消防団とかそういった方につきましては、そういった制度がございます。また、医師とかそういった方について、こちらの方で災害応急のために派遣の要請をしたものについても適用という形になっております。ですから、災害についてそういったものがあつた場合については、法律に基づいて補償されるという形になります。ただ、全員が全員ではない。自主防災組織がなつたことについては災害補償の制度は適用外

でございます。ただ、防災訓練とか通常の訓練については、町で加入しております補償制度がございます。それは該当するという形になっております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） これは財団法人日本消防協会がやっているやつで、この前、掛金としては1円掛ける国勢調査の人口分ということで、仮に4万人とすれば4万円ということなんです。そこから先を調べたかどうかを聞いたんですけども、これはいわゆる自主防災組織だけの訓練でも適応になるし、損害賠償にも絡むということもあって、最高が5,000万円までは出る。この前の時点では、掛金が1カ月なのか1年なのかということだったんですが、これについて調べていただいたかどうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） これについては、町も加入しております。1年間の期間という形になっております。ただ、各地の自主防災組織が単独でした場合、町の方にこういった訓練を行いますという要綱を提出していないと該当にはなりませんので、その辺、自主防災組織にも該当にならない場合もありますのでということで周知を図りたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 私が見た約款では、およそ対応できないものはないような感じに私もとりましたので、約款でもインターネットの消防協会のホームページでござらんになれますので、1回見てみてください。

それから、県で出しています被害想定調査というのを見たことがあると思うんですが、これを例えば防災計画に生かすといったようなことは考えていますか。ページの中、参考資料みたいな形になるのかと思うんですが。これには、宮城県沖地震単独とか、長町利府断層帯の地震と、それから三陸沖と全部合わせたやつの被害想定が書いてあるんですが、これを当然見たことあると思いますけれども、これを生かしたやり方として、地域ごとの防災計画にそれを反映させるといったような考え方があるかどうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 今現在見直しております地域防災計画については、宮城県沖地震を踏まえての作成になります。従来ですと、風水害と地震災害一緒という形になっておりましたが、国の方でも風水害と地震災害は分けて計画を下さいという形がございまして、おのずから地震これだけの地震に対しての計画ではございませんが、大規模地震に対応できるような計画という形でつくるという形になるかと思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 私も県のホームページで見たんですけれども、16年の3月に被害予測をやっているんです。それによると、柴田町では、建物のうち全壊が5戸、半壊が176といったように細かく載っています。角田市では全壊が1戸だということで、別な方の調査で角田市の教育委員会に私もお尋ねして話を聞いたところ、その中で角田の地域防災計画をちょっと見せていただいたんですが、この資料が中に入っていたんです。だから地区ごとの対策はこれで細かく立てることも可能なんだといったような、私のとり方かもしれませんけれども、そういうことも聞いてきましたので、ぜひこの辺も参考にしながらやっていただきたいと思います。

それから、災害時の要援護者の避難対策ということで、これは総務省で調査しているんですが、地域防災計画を来年度から2年間ぐらいでつくるということなんですが、災害援護者の対策、これをどのように考えていらっしゃるのか。2年間で作るということと受け取っていいんですか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 地域防災計画の中には、災害要援護者をどうするか、どういった形で避難誘導するか、そういった点は入ります。ただ、災害要援護者の把握、そういったことはなりませんので、その点は自主防災組織等で把握していただいて、災害が起きた場合、優先的に避難誘導、救助、救護に当たっていただくという形になろうかと思います。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） だから、その計画が要は来年度でできるのか、来年度と再来年の2年間でできるのかということなんです。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 計画は2年間ですので、その中には盛り込んでおります。ただ、地震でなくても風水害における災害要援護者の避難計画、それについては暫定的につくりまして、河川局、そちらの方にも提出してございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 総務省の「地区町村における災害時要援護者避難支援対策の取組状況調査結果」というものでは、どこの自治体でも今後2年間で、どの設問に対しても2年間なんです。地震はいつ起きるかわからないと言いながらも、対策は2年間。ほとんど設問は、かなりの数があるんですが、これに対して各自治体の答弁としては2年間のうちですというこ

とになっているんです。ぜひ、ほかの自治体と一緒になくてもいいですから、2年間とわずできるだけ早く、90%、99%の確率ですので。これを見ると、今後2年間に設置を検討とか、どの資料の答弁を見ても2年間なんです。どうか2年と言わずに、いつ来るかわからない地震なのでありますから、この辺を急いでいただければと思います。

それから、当然、災害になれば電話が使えなくなるということから、行政防災無線があるんですが、先月の27日に河北新報の報道で、記憶の方もあると思うんですが、「宮城の被害を即キャッチ、仙台高層ビル屋上にアンテナ」という見出しで出たのをご存じだと思うんですが、これはアマチュア無線のことです。このアマチュア無線の方との災害時の協定というのは、もう既に行われているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 今のところ、情報の伝達という形でこういったものが必要なのか、洗い出しをしているところでございます。前の地域防災計画の中では、アマチュア無線の活用という形もありました。ただ、現在、アマチュア無線がどれくらい活動しているのか、その辺、私ども把握はしておりませんので、その辺もやっている方からお話を聞きまして、それが可能であれば、そういった形で情報の連絡、収集等に活用してまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

2時40分に再開いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時38分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番水戸義裕君の質問を続けます。水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） それでは、防災士のことについてお聞きします。

先ほど町長の答弁では388人ということでしたが、11月30日現在ではもう既に405人と、17人ふえております。この防災士が柴田町にいますか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 防災士ですが、宮城県には、私調べたときは388人でした。柴田町にいるかいないかなんですが、これは防災士会、宮城県には防災士会の宮城県支部という

ものがございます、そちらの組織に加入している方という形で把握しているのが柴田町には2人いるということで把握してございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 確かにそのとおりです。柴田町には日本防災士会というところに登録した防災士の方は2人おります。当然、これは個人情報ということで名前は明かしません、2人おります。

防災士なんです、例えば講習を受けると、1人6万円かかるんです。防災士、防災士と言うけれども、果たしてそんなに有効なのかというふうな疑問を持つ方もおると思うんですが、今後10年間で30万人を目指すということでは、11月30日現在で2万666名ということで、まだまだこれからなんです、例えば、私の考えなんです、危機管理監が防災士の講習を受けるとか……。町長に、町の職員に防災士の資格を持った人間を置くことを考えているかどうかをお聞きします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） もう一度よろしく申し上げます。済みません。

議長（伊藤一男君） もう一度。

3番（水戸義裕君） 防災士、これを町の職員に防災士の講習を受けさせて防災士の資格を持った人間を町として考えているかどうかということです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 杉本議員の、頭に残像が残っておりまして、済みませんでした。

防災士の職員の資格ですけれども、これにつきましては、もう少し防災士の中身等を検討させていただいて、その必要性について十分必要であるというふうに認識できましたら、職員の方に随時その資格を取るような仕組みを検討してまいらなければならないというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） ここでの危機管理をお願いします。

それから、宇都宮だったと思うんですが、ここでは全職員を防災士の講習に参加させて、市職員全部を防災士にという計画もあるということもございます。

それで、防災士の資格を持った方を民間人材の任期付採用ということで役場に、たしか地方公務員法が変わってこの辺も可能になったというふうにも聞いています、自主防災組織が立ち上がったばかりということでは、この防災士を任期付採用ということで、それで町中に自

主防災組織に防災意識、減災意識ということでは可能ではないかと思うんです。こういうことを検討する考えがあるかどうかというよりも、初めてなので、多分あるかどうかはこれから検討ということになると思うんですが、その辺の考えをお聞きしたいです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） こういう新たな防災専門職を任期付でも採用して柴田町の防災力を強化したいという提案は、すぐにでも対応したいと答えたいところですが、何せ職員の数に今減らしている段階でございますので、防災士並みの能力をまず職員につけてもらって対応させていただければなというふうに思っております。専門的な防災士を任期的に採用するのは、今の時点ではちょっと困難であるというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 困難と言っているうちに地震が起きなければいいということですけども。

それで、小中学校なんですけど、まず第1に、町と教育委員会とのやりとりということでは、専用回線と言ったらいいんでしょうか、ホットラインという言い方でいいのかどうか、あるということなんですけど、これは災害時でも間違いなく通信手段として使えるというものなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 学校との連絡体制なんですけど、現在はありません。あるのは普通の回線の電話だけという形になります。どのような連絡体制をとるか、今現在ありませんので、そういった場合には、防災無線を持ってあります地域の生涯学習センターなり、あと消防団、各班に防災無線を持ってあります、そういった方に直接現場なり学校に行っていて、その防災無線を通して被害情報の収集とか、こちらの方からの情報を伝達するという手段しか現在のところございません。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） だから、そういうふうに消防団とかなんとかという話じゃなくて、実際在校時に起きたときに、消防団の班長さんがたしか無線を持っていると思うんですけども、その人がすぐ学校に駆けつける態勢ができているかどうかなんていうのは、保証はないわけです。そのときに、ないんですと……、地震が起きたら、そういう人たちが公民館、生涯学習センターから行きますという時点では、もう遅いわけです。ですから、通信手段として小電力特定トランシーバー、いわゆる資格の要らない無線機とか、それを学校に配置するとい

うことを考えたらどうでしょうかということなんです。地震が起きたから、学校に消防団の人が来ました、だれが来ました、そういうことじゃなくて、そういうことがなくても、学校の校長なり教頭なり先生が被害の状況を直接教育委員会なり町との対応ができるようにできないかということちょっと考えてほしいということなんですけれども、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 無線等については、検討する余地があるのかなということで考えております。大規模災害が起きますと、携帯電話は使えません。携帯電話に通じる緊急の情報の発信等にも使えなくなります。最低でも電話ですと半日から1日くらいは通話不可能という形になるかと思えます。そういったこともございますので、今ご提案がありましたことについては検討してみたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） これは本当に現実的な話なので、起きたから消防団の班長がその学校に行きますとかということじゃなくて、本当に緊急を要するわけなので、それは最初からわかっていることなので、その辺から発想していただいて対策をとっていただきたい。起きたからだれが行きます、かれが行きますということでは既に遅いわけでありますから。よろしくをお願いします。

町内には高校とか大学があります。この辺との、例えば柴田高校であれば町内もそうですけれども町外からも当然来ているわけです。仙台大学に至っては、日本全国から学生が来ているということで、この高校生、大学生の災害が起きたときの対策ということで、町として、教育委員会かどこでやるかはちょっとあれですけれども、その辺について考えがあるかどうか。というよりも、検討しているかどうかをお聞きしたいです。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） それぞれの県立高校、仙台大学等については、それぞれの学校を管轄する県教委、そちらの方での対応という形になっておりまして、町でのかかわり、そういったものについてはございませんが、町民も各学校、大学と通っております。そういった形もありますので、学校と連携はとらなくてはならないだろうという形で考えております。

あと、大規模災害になりますと町の施設だけでは対応し切れない場合もあり得ると思えます。そういった場合には、学校を使わせていただけるという形での協議も以前からお話しして現在もなっておりますが、再協議という形で改めてもう1回そのような形で学校と協議させていただいて、避難所として使わせていただくということもこれから進めていく計画であります。

す。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 避難所として使うということだけじゃなしに、子供たちですね、いわゆる高校生、大学生が、そういった災害のときの支援に役立てるということも考えてほしいと思います。

それから、この10月から緊急地震速報というのが気象庁で始まったんですが、これについて、この地震速報を、当然お金がかかることなんですけれども、学校にこの緊急地震速報システムを引くかどうかということを検討したことがあるかどうか、お聞きしたい。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 地震速報ということで、これも課の中ではいろいろお話をしたんですが、ただ設置には大分お金がかかるということで、財政的な面でもちょっと無理なのかなということと、あと、やはりどういう方法が一番子供たちに関知できるのかということで、校内放送でとか、その速報を見ていた人はいいんですけれども、それをすぐ関知して全校に知らせる方法をどうしたらいいかというのをちょっと検討していかなければならないかなということで話し合っております。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 緊急地震速報に対しては、文部科学省から各都道府県の教育委員会なりに通達、依頼という形で、「緊急地震速報に関する周知等について」ということで今年の7月17日に出されています。この辺ですが、実は角田市で、ご存じかどうか、多分ご存じだと思うんですが、2校についてこの緊急地震速報システムを取り入れています。ということで、角田の教育委員会の方に聞きに行ってきました。何でこうなったのかということなんです、2校だけということは、耐震診断の結果が悪いというところで、何もしないわけにはいかない。10年以内60%ということでは、確率としては高い。ということで耐震診断の結果について思わしくないところの学校2校について緊急地震速報を入れましたということなんです。角田市では、耐震診断の結果を議会に全部報告している。公にしている。ほとんどの自治体は耐震診断の結果について公にはしていないということなんです、そういった中で角田市では2校についてやっています。この辺については検討する、話し合ってもいるということなので、今後この角田市と話し合いをしていただいて、金はかかるのはそうなんですが、とにかく子供たちの命にかかわるということも一つあります。それと、5秒、10秒で何ができるのかといった、私も実際はそういうふうに思ったんですが、話を聞いてみると、5秒あれば逃

げることとは十分可能だと。例えば中学校の理科で実験室に入っていたときに、試験管やらフラスコやらガラスがあって、入れておく戸棚も全部ガラス張りなんです。5秒あれば、そこから離れて実験台の下に避難するというのも可能だということなんです。震源地が沖合になってくればなってくるほど、時間が5秒、10秒じゃなくて、角田の場合ですと15秒ぐらいで到達するといったシミュレーションもあるということなので、15秒、20秒あれば十分、校舎の外にまで避難できるだろうということもつかんでいるようなので、ぜひこれは角田の教育委員会の方に問い合わせさせていただいて、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、「学校防災通信」というのが静岡県の教育委員会では出されています。ここではジュニアリーダーという形みたいに、子供たちに授業の中で、学校教育の中で、防災についての知識だけじゃなくて、どういうふうに動くかといったことも含めて実施しているようです。静岡県の教育委員会では出しているのが日本では一つぐらいですけども、学校防災通信というのを出しています。これについて、柴田町の教育委員会としても、どのように考えるかというか、各学校ごとに任せているのか、教育委員会でどうかするかといった考えがあるかどうか、お聞かせください。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 学校ごとには、いろいろ学校の授業の中で集団下校の流れとか、あと例えば緊急事態にはどうするかということで、マニュアルを全部つくってありまして、授業の中に入れてあります。回数等々はちょっと詳しく今手元に資料はないんですが、各学校で実施していますということの連絡は受けてあります。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） わかりました。

ちょっと話戻るんですが、地震速報では県の学習ネットワーク「みやぎSWAN」、あれを通じて緊急地震速報とリンクさせているということで、実は9月の議会で10月31日に耐震技術展がありますということで見に行ってくださいと。私もらった資料がここにあるんですが、この中に、「学校における緊急地震速報利活用の普及展開に向けた最近の活動」ということで、東北大学大学院の工学科の教授がこれについて実証試験をしたということで、仙南では白石中学校との実証試験をやっています。危機管理監は当然震災展を見に行きましたので資料を持っているかと思うんですが、この中に載っていますので、そういうところを。SWANはちょっと私もネットで見ようと思ったら、入れなかったんです。入り方がわからないというか。学校だけのネットワークのようなので。この辺も参考にしながら、ぜひこっちはやっ

てもらいたいと思います。

それと、おととい、文科省で学校保健法が大幅改正で、けが防止から防犯・防災を目的に大幅改正ということなので、この辺についても、今までのやり方から完全に防災の方にシフトしてきているということでは、町としても、子供たちのことを考えながらこれから進めていかななくてはならないのではないかと思いますので、さまざまな資料を手に入れていただいてやっていただきたいというふうに思います。

それから、庁舎内の対策ということで、先ほど町長の話では、そういうシステムがあるということなんですが、BCPという、ちょっと詰めた話で申しわけないんですけども、BCPというのをご存じでしょうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 大変申しわけございません、把握してございません。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） 済みません、突然こういうことを言われても……。

BCPというのは事業継続ということで、それでもまだ日本では大手企業の中でも1割しか出していないということなんですが、「事業継続計画」と言って、「テロや災害、事故などが発生した場合に主要な業務を継続させ、また早期に復旧させることを目的にさまざまな観点から対策を講じる」ということで、いわゆる町の、地震が起きた場合、この庁舎は古くて一番最初につぶれるなんて、まことしやかにというよりも確率が高いというふうに言われているんですが、この中で、ここが危ないだろうということと、事業が中段した場合には町民、いわゆる被災者ですね、を含めて当然影響がある。それをいかに早く復旧させるか、そのための方策ということで「ビジネス・コンティニュイティ・プラン」と言うんだそうですが、こういうのがあるんです。これについて、これから検討していただきたいなと思うことなんですが、起きてからの問題じゃなくて、起きたことを想定して、それをいかに最小限にとどめて復旧させるかというのがこのBCP、それから「ビジネス・コンティニュイティ・マネジメント」ということで管理という言葉でなっているんです。一流企業では、これがないと取引先から断られるんじゃないかといったようなことになっていると。

実際、新潟中越沖地震では、理研という会社が大きな被害を受けて、日本の自動車産業が12万台の生産に影響があったということで、これに対して各自動車会社から800人ぐらいの応援態勢をとってこの企業に応援した。つい先日村田で起きた爆発事故についても、自動車会社から応援が入って、即復旧させたんです。といったようなことで、行政としての役割ということ

では非常に影響があります。被災したことによって火災で保険証をなくしました、何が無くなりましたといったときに、うちではコンピュータがダウンして使えませんということでは対応できないわけです。後で保険証を使ってくださいというわけにはいかないということなので。私が9月に質問してからでも物すごく世の中進んでいますので追いつくのが大変だと思うんですけども、ぜひこの事業継続計画というものの策定を検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） B C Pということでしょうかね。その前に、役場庁舎の災害体制ということで、これまで町としましては地域住民の災害対策を重点に推進してきたということで、実は庁舎内の、今お話しありました行政サービスを災害があった場合にどうしていくかという観点では、そういう危機管理的な意識でとらえていなかったというのが正直な話でございます。今後、各課ごとに地震等大きな災害があった場合に住民サービスとして最小限必要なことを拾い出しまして、どう対応すべきか総務課と連携しながら計画を策定したいというふうに思います。

役場庁舎につきましては、建設しまして35年ほど経過しておりまして、実は庁舎の耐震診断もまだやっていないという状況でございます。それで、今議員がおっしゃったように、役場の一番の情報はずべて情報機器ということでコンピュータで処理しているということがありまして、停電になればほとんどの業務がストップしてしまうということでございます。それで、いろいろなデータも情報機器にすべて格納されておりますので、万が一パソコンなりサーバー自体が事故に遭った場合には非常に心配されるわけですがけれども、一番もとなる住民基本台帳につきましては、毎月、外部の方にバックアップをしているという状況でございます。本来であれば、大きな企業であれば、東京の企業であれば、例えば岩手県にデータの機器を持ってやっていると。それから、宮城県庁なんか、県庁じゃなくて、お金がかかるんですけども、耐震がしっかりしたところにデータを保存しているという自治体がありますけれども、かなり相当のお金がかかるということで、今柴田町では最低限の住民基本情報、それについては外部の方に毎月バックアップしているという状況でございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） そうなんです、バックアップという言葉が今出ましたんですけども、町の業務はほとんどが電子化されているということでは、ここが被害に遭ったらもたなくなると。住民基本台帳、これをバックアップされているという話ですけども、本当にそれ

は大変結構なことだなど。

実は、埼玉県の皆野町というところでこれを行っているんです。災害を想定して、「総合行政ネットワーク（L G W A N）」、これを利用して第2次バックアップをとっていると。年に2回くらい、被害を想定してバックアップを行っているんです。今課長からも言ったとおりなので、これだけということじゃなしに、ほかにもやってほしいと思います。

L G W A N、このサービスを使って第2次バックアップとウイルス対策とサーバー監視の三つのセキュリティーをこれでやる。これに対して皆野町では、3セキュリティー対策に係る年間経費は住民1人当たり296円というふうに計算されています。ちょっとメーカーの名前はあれですが、要するにパソコン関係の会社でバックアップをとっている。国も今沖縄県の、島の名前を忘れちゃったけれども、国もそういった意味ではバックアップをとっているということなので、町としてもぜひ皆野町……、ここまでやっているのは秩父郡の皆野町を含めて自治体は七つだけなんです、全国でも。そういうこともありますので、確率としては一番高い地震が来る地域にある町としては、その辺も想定しながらぜひやっていただきたいと思います。

それと、10月31日と11月1日の震災対策技術展を危機管理監もそうですが我々議会の方の委員会も見に行っていますが、最後に管理監、対策展を見てきてどんな感じを持ったか、感想をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 私が見たのは1日だけでした。水戸議員は2日間おいでになったということですが、見た感想は、企業向けが主なのかなという形で、展示関係ですね、そういったのは感じてまいりました。ただ、講演、内容については、今まで起こった災害を踏まえてのありべき姿等がありましたので、かなり参考になったのは確かでございます。

あと、防災関係の無線、同報無線、そういったものも展示がございましたので、ただ同報無線にするについてもかなり多額の経費はかかりますが、そういった情報をいただいたということについては行ってよかった展示会だったなという感想でございます。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、許します。

3番（水戸義裕君） それは結構なんですが、見る目ですね、今みたいに企業向けかなといったような見方じゃなくて、企業向けの中に今言ったようなB C PとかB C Mとか、これは今行政にも実際に自治体にも取り入れようということで、東京都も条例の中にこれを入れているんです。ですから、企業向けとかというふうなのじゃなくて、企業向けの中から自治体向

け、行政向けに転用活用できるものがないかどうかといったことを考えてぜひやっていただきたいと思います。これは全部企業だなということでは何見ても同じですからね、申しわけないですけども。だから、ぜひこの中から活用できるものがあれば、それを住民の生命、財産のために転用できる、使えるものがあるかといったような観点でぜひ見ていただければよかったかなと今の感想を聞いて思います。

ちなみに、これ10月31日が1,611人、11月1日が2,016人ということで、3,600名の方が技術展を見に行っています。私に見本ということで「リスク対策ドットコム」という本があるんですが、これが私のところに届きました。名刺を置いてきたからだと思うんですけども。ぜひこういったものを……、情報は自分でとらないと、だれも持ってきてくれる人はいないと思うので、ひとつそういった観点から幅広く複眼的な見方でやっていただきたいという要望として、私の質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これにて3番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、12番小丸 淳君の登壇を許します。直ちに質問席において質問をしてください。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳君です。

今回は一括方式で、行政区長の業務の見直しについて質問させていただきます。

財政難から、さきの財政再建プランにおいて、行政区長の業務の見直しが行き上られることになりました。私は、行政区長の業務の見直しについては、ただ単に財政上の問題としてとらえることではなく、まず先に地域社会のあり方を前提として考えるべきもので、本末転倒してはならないと思っております。すなわち、行政区長制度と財政問題とは基本的に別の次元のものであると考えております。

地域における連帯が希薄になっている今日、まがりなりにも半世紀にわたって脈々と続いてきた本町の誇れる行政区制度、あるいは行政区長制度の見直しは、慎重の上にも慎重を期して検討されるべきものと考えます。財政再建調査特別委員会においても、行政区長等から幅広く意見を聞いて進めるべきという附帯意見をつけたのも、その趣旨であります。

文字どおり、行政区長は行政区にあっては地域のリーダーであり、地域づくりの中心的存在であり、地域と行政を結ぶパイプ役として業務遂行に当たっており、住民の大半もそのように理解、認識しております。

私は、議員になった当初、当時の町長に対し、行政区長の地位、役割をそのように明示し条例化すべきだと主張しましたが、あいまいなまま規則は行政連絡員的な表記にとどまり、今

日の見直し論議の時期を迎えております。

そこで、お伺いします。

- 1) 行政区長等から意見を徴する機会を設けているのか。
- 2) 半世紀にわたり脈々と続いてきた本町の行政区長制度をどのように評価しているか。
- 3) 行政側と連携をとりつつ地域自治をますます重視すべき時代の今日、むしろ現行行政区あるいは行政区長制度のさらなる充実を図るべきと思うが、どう考えるか。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 小丸議員の行政区長の業務の見直しでございます。3点ほどございました。

その前に、行政区長制度と財政問題とは別の次元のものという考えでございます。当然でございます。これまでも町では町民との協働というものに基づきまして行政運営を行ってまいりました。また、新しい自治体運営を進めるに当たりまして、地域で抱える問題・課題を具体的に把握することがとても重要というふうに考えまして、平成17年に全行政区を対象に行政区長や区役員の方々とヒアリングを実施し、現状の把握に努めました。また、行政区長と地区役員等を対象にして、「協働のまちづくり講演会」を開催するなど、これからの住民自治と地域づくりのあり方、区長や町民のまちづくりへのかかわり方を模索しておりました。

今回、財政再建プランの実施と行政区長の業務の見直し時期が重なったことにより、財政難による行政区長制度の見直しだととらえる方もいるようでございますが、議員のご指摘のとおり、行政区長制度と財政問題は切り離して考えるべきだと考えております。

3点ですね。

まず、1点目です。行政区長等から意見を徴する機会を設けているかという点でございます。

平成19年10月3日に「柴田町地域自治活動活性化調査検討会」を設置し、行政と自治組織との関係、行政区長の職務、行政区と自治会等との関係及び自治組織の活動内容等を検討し、協働のまちづくりを円滑に推進していくための検討を開始しております。

検討会は25名の委員で、行政区長会の代表の方を初め、ふるさと協議会や町内の各種団体からの推薦者と町職員で構成されており、区長・副区長14名が委員として参加しております。これまで2回の会議を開催し、現在は、平成17年度に全行政区対象に行政区長や区役員の方々と実施いたしましたヒアリング結果等を参考にしながら、各行政区の特性、区の運営形態・現状・課題を具体的に把握するために現状の課題の抽出を行っており、検討会としてあ

る程度意見がまとまりましたら、行政区長さんから意見をお聞きする計画をするとともに、パブリックコメント等も実施し、広く町民の意見も反映させていきたいと考えております。

2点目、行政区長制度の評価でございます。

行政区長さんが町内会や自治会の会長を兼務している行政区がほとんどであり、行政区長は、議員がおっしゃるように、行政と地域住民との連携を密にし、町行政の効率的な運営を図るため、地域のさまざまな諸問題の解決、各種行事の開催等、地域のリーダーとしてご活躍をいただいております、感謝しているところでございます。

しかし、時代の変化とともに地域の間人間関係が弱まるにつれまして、ごみの問題や防犯や防災、地域の子供たちの安全やお年寄りの見守り等、地域に新たな問題が生じております。一方、行政区では、行政区長が町内会長や自治会長を兼務しているため、町の規則に定めた行政区長の任務、つまり主として町と住民との間にあって、町の依頼事項を処理する役割よりは地域の問題を解決するための地域リーダー、すなわち町内会長、自治会長としての役割が大きくなっているのが実態でございます。こうした行政区長のふくそう化から、町のパイプ役としての行政区長制度は大きく発展し、地域自治や住民自治の重要な役割を担うまでに成長したと高く評価するものでございます。

しかし一方で、役員へのなり手がいない、行事等への参加者が少なくなっているなどの行政区のほころびも見受けられますので、地方分権社会に対応した新たな見直しが必要だと思っております。

行政側と連携をとりつつ地域自治をますます重視すべき時代の今日、むしろ行政区あるいは行政区長制度はさらなる発展・充実すべきだという点でございますが、それは同感でございます。小丸議員は、一般質問でこれまで3回にわたり、住民自治や地方自治が叫ばれる中で行政区長制度のあり方や行政区の名称、自治基本条例構想について質問されるなど、行政区長制度の問題点を指摘されてこられました。

これまで行政区長は町長から任命を受け、報酬をもらっている関係から、行政区は行政の下請的な面が強く、地域住民が協力して自主的に地域の課題に取り組むという関係が生まれにくい面もございました。しかし、地域に発生するさまざまな問題に対し、もはや行政の力だけでは解決ができなくなっており、地域の主体的な取り組みの中で地域と行政が信頼と対等な立場での活動が求められております。

新たに考えております行政区には、地域問題を解決できる組織力、運営能力、財政基盤、そして多くの人材力が必要となっているゆえんでございます。地域の協働管理の主体としての

行政区が真の意味での住民自治組織としてその自立性を高められるように見直しを図ってまいりたいと思っております。

今回設置されました検討会では、現在の単位行政区のエリアを原則として、行政への協力組織から自立した組織に向けた機能強化のあり方、自主的な活動を支援するための総合補助金制度のあり方、協働のまちづくりを実践していくための行政区長制度のあり方を検討し、多くの町民の理解を得た中で、全町民が自発的に地域活動に参加してくれるような制度設計ができればというふうに思っております。

そうした意味におきまして、小丸議員が平成14年3月定例会で質問された自治基本条例構想を実現してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

12番（小丸 淳君） やっと検討会に入られたということで、私もまだ突っ込んで質問をするまでには至らないなというふうに思いましたものですから、今回は一括で質問させていただくわけでありませう。

まず、第1点目は、行政区長、私、幅広く行政区長と言ったんですが、たしか附帯意見に書いてあるんですが、今答弁では、行政区長代表ということになって、なぜ行政区長全員を対象にしている意見を聞かないのか、まずそれが一つお聞きしたいなと思っております。それは、それぞれ行政区の特性なり性格なり、あるいは地域性なり、いろいろなことがありまして、それぞれ違うと思うんです。したがって、幅広く、全行政区長を対象にして意見を求めるべきだろうと私は思っております。そうでないと、どんな意見を持っているか、それが把握し切れないのではないかと。したがって、今47名いるんですか、区長さん、47名の区長さんの意見をきちっと聞くべきだと、それがまず第一段階だろうと、そのように思っているんですが、なぜ一部の人だけの検討会になったのか。

2点目は、私はあちこち、10何カ所転勤して歩いてきまして、柴田町の行政区制度あるいは行政区長制度というのは、柴田町の土地柄、町民性から見て、いい制度だなと思ってきました。今でもそういうふうに思っております。地域共同管理組織としては、この行政区制度あるいは行政区長制度は、柴田町にとって最もふさわしいものだなと思っているんです。行政区長、これは私も実は10年ほど経験しておりますから、その経験をもとに言っているんですが、やはり行政区長というのは区長の名前を背中に背負って、看板を背負っているからこそ行政区をうまくまとめていけるという特性があります。多分行政区長という名前がなくなつたならば、恐らく何もできないんじゃないかな、これ私の経験から考えます。

昨日来、ごみの問題、白内議員もごみの削減とかいろいろ言いましたけれども、ごみの削減にしたって、ごみの出し方にしても、これは行政区長という行政区のリーダーといいますが取締役がいるのでうまくいっている。あるいは、先ほどの防災組織も、自主防災組織というのも行政区長という制度がなくなったら、恐らく自主防災組織も壊滅していくのではないかなというふうに私は思います。したがって、行政区長という看板を背負っているからこそやっていける。

阪神・淡路大震災あたりでもいろいろ問題があったのは、全然権限のない人にいろいろ指示される、権限というか、町内会長とか自治会長というのは、あるようで意外とないんです。そういう人たちに指示されると、何でお前に指示されなければいけないんだということで結構トラブルが起きているんです。そういう意味においても、行政区長という看板は非常に私は重いものであるというふうに考えているわけです。

次の二つ目の質問は、行政区長を廃止する方向でいくのかということです。もし廃止するということであれば、町として現実問題として困らないか。そして、現実問題として、行政区長にかわる住民組織というのは果たしてでき上がっていくものかどうか。まがりなりにもできても、今のような区長制度における機能を果たしていけるのだろうか。

今、四つほど関連する質問をしましたけれども、そんなことをお聞きしたいなと思います。

それから、大きく三つ目は、今確かに、町長の答弁にありますように、町とのつながりでパイプ役になっている、あるいは広報とか回覧とか、あるいは一部書類をお預かりして、それを配っているということで、町の事務の補助機関、町長事務補助機関的なこともやっているわけです。しかし、今の行政区そのものが、もう私は町内会組織的でないかなど。大体町内会と同じようなことをやっている。しかも、恐らく行政区長の認識も、町と対等のパートナーシップを持っているというふうに私は認識していると思うんです。町内会と同じようなことをやっているというふうに私は認識しています。したがって、町と地域がつながっているというこのパイプ役、行政区長だからこそパイプ役があるので、これが途切れたときには、恐らく地域として果たして町の言うことを聞いて、言うこととちょっと語弊がありますが、やっていけるのだろうか。

今、地域でもいろいろな、町長言いましたように、防災の問題、子育ての問題、高齢者の問題、いろいろなことがあるんです。それらをやっているのは行政区長を中心とした行政区の役員等が組織的にやっているわけですが、十分町内会組織的な機能を果たしている。それで十分ではないだろうか。現実には、私はいろいろな区長さんと話をしてみますと、「何で、今や

っているのでいいんじゃないか、これを何で変えなきゃいけないんだ」と。「いや、財政難なんだ」。大体そういうことで始まったものですから、そういうことを言っている人がいるんですが、今、財政とは別問題ということであるならば、それこそ行政区の今やっているものをむしろ充実をしていく。まだまだ私はやることはいっぱいあると思うんです。それを行政としてはお手伝いをしていく、そうあってしかるべきじゃないかというふうに思います。したがって、今町長は住民自治とか地域自治とか、あるいは協働だとか、いろいろ言っておられますが、それと行政区と町のパイプを切ってしまうとういことは矛盾をしないか、これが大きな3点目です。

4点目は、今行政区長さん、報酬を若干いただいているわけです。報酬をいただいているからこそ、そこに行政区長さんの使命感なり責任感がわいてくるのではないか。そういったものがなければ、恐らくそういったものはわいてこないだろう。私らも議員の報酬をもらっていますから、報酬をもらっているからやはりやらなければいかんという気持ち、これは人間だれでも同じだと思うんです。そういうことで、そういったものが喪失してしまうんじゃないかなということで、その辺の考え方。以上、大きく4点、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） ちょっとまだ認識にずれがあるのかなというふうに考えさせていただきました。

まず、行政区長というのは、町長の方からある程度役割を限定して町とのパイプ役とか広報紙の配達とか、それから会議の出席とか、限定されております。その以前に、自治会、町内会というのは、自分たちで規約を決めて、規約を持っているところと持っていないところがございまして、自分たちで会費徴収をして、ある程度組織化されてきた歴史がございまして、それが行政区長と町内会長さん、自治会長さんが途中から一体にした方がより地域の組織が活性化する、スムーズにいくということで一体になってきたという経緯がございまして、初めに自治会、町内会の組織活動があって、それと並行して行政区制度が乗っかっているとご理解をいただきたい。ですから、自治会、町内会を見直しでなくすということではございません。自治会、町内会を自主的な運営ができるように、組織とか財源とか人材とかもう少し強化していこうということでございます。

そのときに、行政区長に、多分一生懸命やっというらっしゃるんですが、役割がいっぱい出てきて大変だということが一つございます。行政側から言いますと、いろいろな役割をお願い

しているために、区の全体においていけないということも問題として出てきております。ですから、これまでの組織をもう少し組織強化して、みんなで役員を分担するとか、みんなで地域の課題解決に向けてできるような組織、運営に変えていこうという趣旨でございます。

そういった意味で、区長さんはこれでいいのかという区長さんなりの考えは、これは当然あると思うんですが、逆に地域住民の方々からは、この区長制でいいのかという声もあるものですから、今回、47区の区長さん、新しい区長さんもいらっしゃいますので、経験豊かな方に入っていただくとともに、区を構成しているPTAとか老人クラブとか婦人防火クラブの会長さん、それから子供会育成会の会長さん、いろいろな角度から、行政区と表裏一体になっている自治会、町内会、今後のあり方を検討していただくというものでございます。

確かに行政区長という町長から任命された看板、これは重いものがあるというのがございますが、それではいつまでたっても自主的な自治会にはならない。やっぱり自分たちの選んだ中で、そしてその方が自治会のリーダーとして組織が活性化する方が、私はこれからの住民自治というものを進めていく上で大変重要になってくる。役所のお墨つきがなくても、みんなを選んだ自治会長さんを中心にやっていく、その方向に持っていけないかという趣旨でございます。

ですから、3点目のパイプを切ってしまうまいかということでございますが、もちろん自治会長さんとはいろいろな面で町長は懇談会等を持つ機会も設定しますし、また事務的なものにつきましては、これは決まったわけではありませんけれども、区の中に行政との連絡員というものを設置できないか、事務的なものですよ、あくまでも。そして、自治会、町内会、区会、名前は何でもいいんですが、そのトップの方と町が会議を持って、将来の町のあり方、逆に地域のあり方をどうしていくか、そういう検討会を設けますので、パイプが切れるということは想定しておりません。

それから、報酬の関係でございますが、やっぱり報酬はなければならないというふうに私も思います。大変な仕事ですから。そのときに、これまでは個人に直接お支払いをしておりましたが、さっき総合補助金の関係もございますので、組織、区の中、自治会か町内会に一括してお支払いをして、その中からリーダーにふさわしい報酬については町のお金プラス自分たちで集めたお金をその代表に払うというのは、それは区のそれぞれでいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。

12番（小丸 淳君） 再質問じゃなくて答弁漏れということで、第1問目の、なぜ全区長を集

めて話し合いをしていないかというのが一つ目です。

それから、現実問題として、町長のニュアンスからは大丈夫やっっていけるような気がするというような形の答弁でしたけれども、現実問題として区長がいないと町は困るようになるんじゃないかということに対するやつは、もう一度説明してください。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 先ほどちょっと申し上げたんですが、今回、行政区長全員でないのは、やっぱり新しい考え方を、47人全員でやるよりも、ベテランの区長さんに代表として入っていただきたいと。というのは、全く行政区の実態の違いについては全区に対してヒアリングをさせていただいております。ですから、ある程度全体の意見は集約できている。その中で代表者に入ってもらって一応議論する。議論した成果はすべての区長さんに対してお話をし、それで全員の区長さんから意見をもらう。このステップは欠かさなつもりでありますので。たまたまみんな47人一緒にということではなくて、今回は代表していただいて、まとめましたら、またまとまる途中に、全部の区長さんに意見をもらうというシステムというかプロセスというか、それはとらさせていただきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、許します。再々質問です。

12番（小丸 淳君） 再々になるわけですかね。

議長（伊藤一男君） はい。

12番（小丸 淳君） 一問一答にしておけばよかったかなと思っているんですが。

私が全区長に話を聞けというのは、意外と区長になりたての人というのがいろいろなことを感じるんです。私も区長をやったときに、物すごくいろいろなことを感じました。議員になったときもそうなんです。今はちょっと議員もマンネリ化してきましたけれども。区長になったとき、議員になったときというのは、非常にいろいろな問題点を上げられるというか把握できるんです。したがって、区長さんも全部入れて、そしてまず全区長から意見を聞くというのは私は非常に大事だと思うんです。代表者というのは、ベテランになっていると、意外と問題点は見えなくなってきました。したがって、その辺を……、これは質問したってどうしようもないから要望しておきます、ぜひ近々に全区長を集めているいろいろ話し合ってもらう機会を設けていただきたいなと思います。

次に、町内会、自治会とこういうふうに町長は言われておりますが、私の家の周りは町内会、自治会ないです。しかも、隣の方はあるようだけれども、ほとんど機能していないと私は見えています。したがって、柴田町の昔の在の方といいますか、町の中もそうですね、町の中も

区長さんに「町内会あるかい」と聞くと、「いや、うちはない。」「つくれるかい」、「いや、ちょっと難しいな」。そういう区長さんが非常に多いんですが、ちょっとその辺は実際の行政区長さんと行政側とのかなりずれがあるんじゃないかなというふうに私今この場で感じました。その辺、恐らく町内会はあっても、それほど十分に満足いくほど機能していないんじゃないかと、大半はそういうふうに思っています。ただ、杉本議員のいらっしゃる北船岡の町内会はよく機能しているかなと私は見ておりますが、大体ないのが多い。あっても、それほど満足な機能はされていないというふうに私は認識しております。また、行政区長さんに実際聞いても、そのような感触で私は受けとめております。

それから、3点目ですが、報酬の問題。報酬は、町長、総合補助金かなんかで地区にあげて、そしてその中から住民の意見で決めて、町内会長だとか自治会長、私はできているとは思いませんけれども、そういったところの会長さんに払うようにしたらいいんじゃないかと、こう言うんですが、私は、今行政区長さんというのは町から直接ひもつきで報酬をもらっているから住民は余り文句言わないでやっているんです。これ、町内会で決めろ、自治会ができたときそこで決めなさいと言ったら、これは決められません、現実問題として、恐らく。（「傍聴の方、静粛にお願いしたいと思います」の声あり）したがって、私はそういう意味においても、行政区長の報酬というのは、その額は何とも私は言いませんけれども、いずれにしろ町からひもつきで行政区長さんの報酬が出ているということで私は非常にその辺もうまくいっているのかなと。これ、地域で決めなさいと言ったら、なかなか難しい。今、地域における会計だとか集会所管理の手当だとかいろいろなことがあるが、何を決めるのでも今大変です。そんなことで、果たしてうまくいくのか、その辺ちょっとお伺いしておきたいなと思います。

それから、最後に、ちょっと先ほど質問で漏らしたんですが、実際、行政区長さん、いろいろやっていただいているわけですが、私の認識では、行政区長の職務というのは、町から来ている文書配布だとか広報紙配布というのは、行政区長に与えられた規則上ある中の3割から5割、あとの50%というのは、地域内のいろいろな問題、地域の問題いっぱいあります。それらを処理するのに時間を費やしている。私は10年前に区長をやったときに、住民から言われたことがあるんです。「何だ、こんなの配るだけでそんなに報酬もらっているのか」と言われたことがあるんです。「何言ってるんですか、こんなの50%以下ですよ、それ以外にこれだけやっていますよ」ということで住民に説明したことがあります。それくらい住民の方も区長さんの仕事というのは恐らく把握していないんだろうと思います。行政も多分把握して

いないんじゃないかなと思うんですが、これはまちづくり推進課長の方がいいんでしょうか。行政区長さんの仕事というのはどんなものがあるか、わかっている範囲で説明していただきたい。以上です。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 新しい区長さんの方が新鮮味があってというお話でございますけれども、全然行政区でヒアリングをやっていないのであればいいんですが、うちの方は17年度に全行政区長さん並びに役員さんにもヒアリングをしているという前提がございますので、今回、代表者による意見、そのほかに区を構成しているいろいろな団体の方々に参加して、第三者の目を入れて、そして区長制度、自治会・町内会制度のあり方を検討していただいているということでございます。区長だけの組織ではございません。区長を通じて役員並びにそこにいらっしゃる方々の全部の意見を集約しなければならないということでございます。ただ、代表者だけではなくて、意見がまとまる途中過程でも区長さんの意見は全員、随時入れていくということでございますので、このまま進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、町内会、自治会なんですけど、これは今の行政区と表裏一体の関係と認識しております。ですから、行政区の中で、その下にまた町内会があるというのは下名生地区です。ここには契約会というものがございます。ですから、余り町内会・自治会と行政区が乖離しているというのは、ほとんどないのではないかと推測をしているところでございます。

また、行政区長がひもつきのお金だからこそということがございますが、ですからこそ私は、個人的にお金じゃなくて、もちろん組織の中にお金を差上げて、みんなの意見を決めながら、その中で行政区長、自治会長、名前はいろいろになりますけれども、トップの方々にお金を支払うのをみんなで決める、こういうものが自治だというふうに考えておまして、そういうものを育てていかなければならない。そうしないと、町内会・自治会、今行政区と裏腹の関係になっていることが多いんですが、そこをもっともっと活性化できるのではないかなというふうに思っております。

ですから、あとまちづくり推進課長に補強してもらいますけれども、行政区長というのはもう限定されて決まっている。小丸さんおっしゃった行政区以外の実は自治会長、町内会長としての仕事の方がどんどんふえてきているのが現状でございます。それについては具体的にはお話ししますが、行政区長即全体のトップではない、あくまでも町内

会・自治会長さんがトップで、その人が推薦を受けて行政区長の任命を受けているというふうに分けて考えていただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） 先ほどの4点目でございますけれども、行政区長さんの任務の関係、実は先ほども町長の答弁でもございましたけれども、17年以内にいろいろヒアリングをさせていただきました。さまざまに、区長さんばかりではなくて、その区を構成している役員の方々、ですから大体4名ぐらいの人数になっていたんですけれども、何が困っているか、地域においてどういうふうな取り組みをしているかというふうなことをまとめてヒアリングをさせていただいたということが今の地域自治活性化検討委員会の中の課題抽出ということの中身になってございます。

先ほどおっしゃられたとおり、町の方につきましては行政区長等の規則で任務が定められております。おっしゃるとおり、広報紙の配達それから文書の配達とか、あと7項目ほどの任務がございますけれども、これは確かに今議員おっしゃるとおりに、これは一部だよと。例えば、町と規則に基づいている部分ですよ。

しかしながら、我が方の行政区のお話を申し上げますと、同じように町からの業務と、あと私ら方も町内会というのはございません、行政区イコール区会というふうなことで、ですから先ほど町内会・自治会という名前も持っている規約の行政区等もございますけれども、私ら方は区会という規約で運用されてございます。実態については、町内会・自治会等の動きと同じでございます。ただ、呼称が違うということでございます。

その中で地域によっては、いろいろ地域の特性というよりも、地域によっては住宅地であったり、あるいは農村部といいますか、そういったことと分けて考えていきますと、あと新興住宅とか、そういったものが行政区になっているものについては、区長さんもその地域によって町の方の業務以外にされていることがいっぱいございます。当方でいきますと、例えば人の生死に係るものについて、なかなか当方の中でも互助組織というものがある部分とならない部分がございます。そういった部分については、区長さんが率先しながら相談を受けたり、そういうふうな代表になったり、そういうふうな事柄でいろいろ相談に応じながらそちらの方もやっておられるということでございまして、ヒアリングを受けたときは、職務の兼職というものもございまして、そういったことでなかなか忙しいということでございました。

じゃあ、そういうものをどういうふうに仕分けをしながらもっと地域づくりといいますか、そちらの方に軸足を移していただいて皆さんと地域づくりをした方がいいのかなということ

で、それらを今回の地域自治の活性化の中できちんと資料をお示ししながら、それで今課題の抽出、それらを検討させていただいている状況で、2回目の開催ということでございます。本題にはなかなか……。今までの課題、現状の課題の抽出とか把握というものがございましたものですから、それらを委員の方々に逐次説明をしている状況でございます、まだ2回ということでございますので、これから本格的にそういったものを頭に置いていただきながらご議論いただけるんじゃないのかなというふうに考えてございます。

12番（小丸 淳君） 先ほどの町長の答弁の中で、今行政区と町内会あるいは自治会、こういったものはほとんど乖離しないということなんですが、その前に私質問したのは、町内会あるいは自治会というもののある行政区、これは幾らもないのではないかと、しかもそういうものがあっても機能していないんじゃないのかと。これに対する答弁がなかったんですが。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 行政区と自治会・町内会・区会は全く同じでございます。一部ちょっと違うところがあるということです。エリアは同じです。

12番（小丸 淳君） 区会になると行政区長という言葉が使えるんです。区長。その辺がちょっと、まやかしてありますね、その辺は。町内会といたら町内会長、自治会長、こっちは区長ですからね。

議長（伊藤一男君） 小丸議員、3回質問を終わりましたので、これで終わります。

これをもって12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議は……、静かにしていただきます。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時51分 散会